

**戦略的イノベーション創造プログラム  
(スマートバイオ産業・農業基盤技術)  
公募要領**

平成30年7月

**国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）**

## 戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術） 公募要領

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、民間企業、大学、国立研究開発法人、都道府県の試験場、地方独立行政法人等による生物系特定産業技術に関する研究開発を支援しています。平成29年度補正予算で措置された「戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）」を国から交付された運営費交付金により実施することを予定しており、本事業において委託研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

### 1 事業の概要

#### （1）戦略的イノベーション創造プログラムの趣旨・推進体制

戦略的イノベーション創造プログラム（以下「S I P」という。）は、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省の枠を超え、基礎研究から実用化・事業化まで一気通貫で研究開発を推進し、イノベーションの実現を目指すプログラムです。

S I Pを実施するため、内閣府は科学技術イノベーション創造推進費を措置し、国家的・経済的重要性等の観点から総合科学技術・イノベーション会議が対象課題とプログラムディレクター（P D）を決定し、進捗を毎年度評価して機動的に予算を配分します。また、S I Pの推進体制としては、まず、総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員によって構成される「ガバニングボード（G B）」がS I Pの重要事項を審議し、助言・評価を行います。次に、対象課題ごとに選ばれたP Dが、出口戦略を含む研究開発計画をとりまとめ、推進します。P Dを議長とし、内閣府が事務局を務め、関係省庁や専門家等も参加する推進委員会において、関係府省間調整等を行います。

S I Pは、現在、第1期として11課題を実施しています。この度、平成29年度補正予算により、新たに第2期を開始することとなり、その対象課題の一つとして、「スマートバイオ産業・農業基盤技術」を実施することとしています。

#### （2）スマートバイオ産業・農業基盤技術の趣旨（コンセプト）

我が国のバイオエコノミーの拡大と関連産業の競争力強化等のため、府省連携により、バイオとデジタルの融合によるイノベーションの基盤を構築し、「食」による健康増進社会の実現や革新的なバイオ素材・製品産業の振興・創出を図ります。また、「食」を生産する農業にあっては、生産から加工・流通・販売・消費・輸出までデータを相互活用するスマートフードチェーンの構築や様々なデータにより駆動する革新的なスマート農業技術・システムの開発、データ駆動型育種を推進するための技術開発等を実施します。基礎研究から実用化・事業化まで一気通貫の取組を通じ、持続可能な成長社会の実現や農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力強化を目指します。

本課題が対象とする領域は、グローバルレベルでイノベーションが加速しています。食、医薬品、素材、エネルギー等々、私たちの日々の暮らしから地球環境まで、本領域におけるイノベーションのインパクトは、あらゆる領域に及びます。非連続の成長発展が期待される市場ゆえに新規参入も活発であり、ダイナミックな変革が起きています。

このような認識のもと、本課題においては、持続可能な成長社会の実現や農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力強化とともに、

資源少国の日本が、画期的な高機能資源を創造したり、資源を再利用したりすることを可能にすること

アイデアや思いを持つ誰もが参画しやすい研究開発環境づくりをすること

さらには、日本の弱点とされている「標準化（国際標準化<sup>1</sup>）」、「協調領域<sup>2</sup>（スケーラビリティ）の構築」、「国際市場における競争領域<sup>3</sup>（戦略的アライアンス）の創出」

を目指すことを視野に入れて研究開発を推進し、社会実装が可能なプロトタイプを開発することとします。

（補足）

1. 本課題は、国がイニシアティブをとるS I Pによる研究開発であり、その成果の活用方法として標準化を目指す際は「国際標準化」を前提として研究開発を推進します。

同時に、研究開発の初期段階から「国内（日本）市場+海外（輸出先）市場」を想定し、日本のイニシアティブによるルールづくりやフレームワーク、プロトコル策定による諸外国とのアライアンス形成を目指します。

2. 「協調領域」は、企業・大学群全体を強くする研究開発環境であり、大規模に知財が集積され、高度化された研究開発の環境にこそ、「単独」では実現できなかったスケーラビリティが期待できます。このような研究開発環境の構築には、それぞれが保有する資源（知財）を提供して集積させるメリットへの理解と、資源（知財）提供することのインセンティブの設計、知財の適切な管理・運用のルールと技術が不可欠となります。

3. 「競争領域」は、誰もがアクセスできる高度な研究開発環境（協調領域）を使って生み出される新しいビジネスであり、画期的な新種・新商品・新サービスの創出のみならず、バリューチェーン再構築のための戦略的アライアンスの加速、さらには産業クラスターのグローバルレベルでの再編により、国際競争力の強化が期待できます。

## 2 研究課題及び提案の類型

### （1）研究課題

本事業では、以下のAからDの研究課題に取り組みます。各研究課題の詳細についてはそれぞれ別添の1から4に定めています。また、本事業において委託研究の公募は、各別添に定める研究開発項目の単位で行います。

A 健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな健康システムの確立（別添1）

B 多様なデータの利活用による農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力の強化（別添2）

C 「生物機能を活用したものづくり」による持続可能な成長社会の実現（別添3）

D バイオ・デジタル融合イノベーションを創出する研究開発基盤の構築（別添4）

## (2) 提案の種類

別添1から4に定める研究開発項目について、次のいずれかの種類により提案していただきます。

### 包括提案型

別添1から4に定める研究開発項目の全体を包括的に取り組む計画の提案を対象とします。提案者は、当該研究開発項目について基礎から実用化・事業化までを見据えた研究開発に取り組む複数の研究機関からなる研究グループを想定しています。

### 技術提案型

別添1から4に定める研究開発項目については、の包括提案型のみの提案を受け付ける研究開発項目を除き、一部の技術等に係る計画の提案も対象とします。提案者は、単独の研究機関又は少数の研究機関からなる研究グループを想定しています。

## 3 応募要件等

### (1) 応募の要件

提案する試験研究は、当該提案に係る研究開発項目に合致する研究開発についての具体的な計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていることが必要です。

この他、別添1から4に応募の要件として別途定めがある場合は、それを満たすことが必要です。

### (2) 研究実施体制

単独での応募又は複数の研究機関等からなる研究グループのどちらも応募が可能です。

ただし、採択が決定した後、委託契約締結までの間に研究開発項目の単位で又は(6)に述べるPDの指示があった場合は当該指示に係る複数の研究開発項目でまとまってコンソーシアムを構築することとし、単独の研究機関又は研究グループを含む全ての採択機関には各々が応募した研究開発項目を実施するコンソーシアムに参画していただきます。

### (3) 資格要件(単独での応募及び研究グループによる応募の両方に共通)

応募することができる者(単独で応募する場合は当該機関、研究グループで応募する場合は代表研究機関)は、以下の～の全ての要件を満たす者です。

民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学等、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関( )等であること。

研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

ア 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有していること。

イ 知的財産、研究管理等に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること。

平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること（提案書提出時に競争参加資格のない者は、契約（平成30年11月中を予定）までに競争参加資格を取得してください。なお、資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

平成25・26・27年度に有効な資格をお持ちの方も、「更新」の手続が必要です。詳しくは、以下を御覧ください。

（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h28-yukoshikaku.html>）

研究機関が、平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

（<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>）

委託契約の締結に当たっては、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。

原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

応募者が受託しようとする研究開発項目の全部又は一部の実施について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

#### （4）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

複数の研究機関等が共同で研究開発項目の全部又は一部の実施を受託しようとする場合は、研究グループを構成し、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は代表研究機関から行うことが必要です。その際、研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての研究機関が同意していることが必要です。

（委託事業は直接採択方式であり、研究開発項目の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。）

#### （5）研究代表者等に関する要件

代表研究機関（単独で応募する場合は当該機関）の研究代表者及び共同研究機関における研究実施責任者は、応募する研究機関等に所属する研究者等であって、次の要件を全て満たしていることが必要です。

実施を希望する研究開発項目の全部又は一部を適切に実施する能力を有し、研究実施期間を通じて当該研究に責任を負うことができること。

実施を希望する研究開発項目の全部又は一部に関する分野の研究を遂行しうる技術的・経済的能力と適切な経理事務の執行・管理体制を有する日本国内の研究機関に所属する常勤の研究者等であって、研究実施期間を通して研究施設等の利用が確保されていること。

(6) その他本事業に参加するために守るべき事項

本事業が目指す、我が国におけるバイオエコノミーの拡大、農林水産業・食品産業の生産性向上・競争力強化を実現するイノベーションの創出には、多様な分野の先端技術、基礎・基盤技術の結集、融合を図るとともに、各研究開発課題の取組を体系的、重層的に実施することが必要です。

このような観点から、各コンソーシアムの研究代表者等は、PD等の指示の下、情報の取扱いを明確化した上で関連する他のコンソーシアムとの間で研究の進捗や今後の計画等に関し情報交換を行うとともに、互いの連携によって研究開発の加速化や研究開発成果の社会実装の促進等が図られるようこうした取組に参加・協力することが必要です。

また、複数の研究開発項目単位で構成される研究テーマ( )については、当該研究テーマを構成するコンソーシアムの研究代表者等の中から当該研究テーマ全体を統括する者をPDが指名します。さらに、当該研究テーマを構成する各コンソーシアムの研究代表者に対し、コンソーシアムを一つに統合することを指示する場合があります。

前述のPDの指名を受けた者は研究テーマ全体の研究の進行管理とともに、コンソーシアム間の連携により相乗効果が発揮されるよう努めることが必要です。他のコンソーシアムの研究代表者等はこうした取組に協力するとともに、PDからコンソーシアムを統合する指示があった場合は、各コンソーシアムの研究代表者等は統合に向けてともに協力することが必要です。

複数のコンソーシアムで構成される研究テーマは、4(2)の表の「研究開発項目」の欄における、B(2)、C(1)、C(2)の3件が該当。

#### 4 研究費の規模と範囲

(1) 研究期間：平成30(2018)年11月頃から5年程度の予定(平成30(2018)年度を初年度とし、2023年3月末までで提案してください)。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算が約束されるものではありません。

(2) 研究費の上限：平成30年度における研究開発項目毎の研究費の上限額(年額)は以下のとおりとします。

包括提案型の上限額：研究開発項目毎の上限額と同様

技術提案型の上限額：研究開発項目毎に設定

ただし、委託予定先となった研究機関あるいは研究グループの提案における研究費合計額が、当該委託予定の研究開発項目の上限額を超える場合は、8(5)の試験研究計

画を修正する際に、研究費を調整していただきます。

研究開発項目	上限額 (百万円) 【技術提案型 の上限額】
A．健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな健康システムの確立	445 【10】
B．多様なデータの利活用による農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力の強化	-
(1) 生産から流通・消費までのデータ連携により最適化を可能とするスマートフードチェーンの構築	1,164 【50】
(2) 「データ駆動型育種」推進のための技術開発等	-
) 「データ駆動型育種」の構築とその活用による新価値農作物品種の開発	190 【10】
) ゲノム情報等の活用による農作物育種の効率化に貢献する精密ゲノム編集技術等の開発	100 【10】
) 農業環境エンジニアリングシステムの構築と植物 - 微生物共生を活用した営農法等の開発	35 【5】
C．「生物機能を活用したものづくり」による持続可能な成長社会の実現	-
(1) 生物機能設計に基づく新規バイオ素材・高機能品等生産技術の開発	-
) 革新的バイオ素材・高機能品等の機能設計技術及び生産技術開発	240 【20】
) 生物機能を活用した革新的バイオ素材・高機能品等の生産システムの開発・実用化	120 【10】
(2) バイオ素材等サプライチェーンのボトルネックを解消する技術の開発	
) スマートセル産業を支えるサプライチェーン関連技術の高度化・実証研究	181 【20】
) 農林水産業系未利用資源を活用した次世代化学産業基幹技術の開発	100 【10】
D．バイオ・デジタル融合イノベーションを創出する研究開発基盤の構築	-
(1) 生物情報ビッグデータ・バイオリソースの民間利用の促進	185
(2) バイオテクノロジーに関する国民理解、技術動向等の調査研究等	30

### (3) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

#### 1) 直接経費：研究の遂行、研究成果のとりまとめ、国民との科学・技術対話及び普及支援に直接必要とする下記の経費

物品費（設備備品費、消耗品費）

人件費・謝金

旅費

その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）消費税相当額）

なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、

また、経費の詳細については、「府省共通経費取扱区分表等について」をご確認下さい。

#### 2) 間接経費（ ）

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費総額の10～30%の割合（研究機関により割合は異なります）に相当する額を上限として計上できます。

間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成26年5月29日改正）

（[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2\\_kansetsukeihi.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2_kansetsukeihi.pdf)）を御確認ください。

#### 1) 直接経費に計上できるものは、本事業による委託研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、人件費及び賃金は委託研究に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、委託研究に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託研究に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（委託研究に係る勤務実態の管理）を行ってください。

さらに旅費については、出張内容と委託研究の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管してください。

#### 2) 物品費の設備備品費については、本事業の研究課題で使用するもので、使用可能期間が1年以上あるもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、購入する場合と比較してレンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースで委託研究経費が抑えられる場合は、経済性の観点から最適な方法を選択してください。なお、ファイナンスリースの場合は、リース契約期間を法定耐用年数以下

上、毎月均等払いとし、委託研究期間を超えるリース期間の支払いについては、自費での対応となります。

3 特許等の本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等にかかる経費）については、間接経費での支出が可能です。ただし、登録、維持に関わる費用は受託者負担となります。

#### (4) 年度またがりの調達及び研究費の翌年度への繰越し

複数年度にまたがる研究委託契約を締結した場合、その期間の範囲内で年度をまたいだ調達契約を可能としています。研究機器の納期が想定外の原因により遅延することとなり、年度内の納入が困難となった場合や翌年度からの調達手続きでは研究開始に間に合わないなど特別の理由がある場合が考えられます。

また、翌年度への繰越しについては、コンソーシアムに帰責事由がない場合に限りません。

#### (5) 購入機器等の帰属及び管理

委託研究を実施するコンソーシアムを構成する全機関（以下「受託者」という。）が研究委託契約に基づき購入した「機器類等の物品」の所有権は、その期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託研究終了後も当該物品を研究目的で継続利用する場合に限り、申請により一定期間引き続き無償で継続使用することができます。具体的には委託研究の実施期間終了時に別途、生研支援センターからお知らせします。

また、研究委託契約に基づき購入した「機器類等の物品」は、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして本事業の購入物品である旨を明記してください。

### 5 民間投資（民間企業によるマッチングファンド）

S I Pの第2期では、研究開発成果の事業化・実用化、普及を促進する仕組みとして、これらの取組を主に担う民間企業によるマッチングファンド（以下「民間投資」という。）の要素をビルトインしています。また、毎年度の民間投資の状況はガバニングボード（GB）による各S I P課題の年度末評価の評価項目の一つ（13の（1）のを参照）とされています。

このようなことから、研究開発成果の主な引き取り先が民間企業である研究開発項目に係る委託研究の実施を希望する場合は、これらの民間企業が参画した委託研究の実施体制を検討ください。

また、民間企業が参画した実施体制による委託研究の応募については民間投資の計画についても提案いただくとともに、委託研究の実施期間中は毎年度、民間投資がどの程度行われたかを把握するため、生研支援センターが別途指定する期日までに当該年度の民間投資の実績等を生研支援センターに報告していただきます。

提案及び報告の対象となる民間投資の範囲及び当該民間投資に計上できる経費は以下のとおりとします。

#### 民間投資の範囲

研究開発項目に示す達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、委託研究の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及を目的として、委託研究を受託する民間企業及び委託研究を受託せずに当該委託研究の実施に協力する研究機関等（以下「協力機関」という。）として参画する民間企業が自らの負担により行う投資

#### 民間投資に計上できる経費

毎年度、当該年度の民間投資として計上できる経費は、次の経費とします。なお、経費の算定に必要な単価は各民間企業が用いる単価を適用してください。

- ア に掲げる目的のために、当該年度に民間企業が自己資金で支出した、4の（3）の1）及び2）に定める直接経費、間接経費に相当する経費（間接経費の算定は委託経費の算定方法に準じる。）
- イ 委託研究契約締結前に民間企業が自己資金で取得し、 に掲げる目的のために当該年度に利用した固定資産の減価償却費
- ウ 委託研究契約締結前に民間企業が自己資金で取得し、 に掲げる目的のために当該年度に利用した消耗品その他資産（「その他資産」は自己資金による研究開発で取得したデータなど。イの固定資産を除く。）

本事業による委託研究を受託する民間企業又は協力機関として参画する民間企業がある場合、当該民間企業は自らも負担して、研究開発項目に示す達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、委託研究の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及に努めてください。

## 6 応募から委託契約までの流れ

平成30年7月25日（水）	公募要領の公表・公示
8月27日（月）12：00	応募受付締切り
8月31日（金）以降	書類審査
9月25日（火）以降	面接審査
10月中下旬	採択研究機関の決定
10月中下旬	採択研究グループの決定・公表、採否の通知
11月	委託契約締結

（注）スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研支援センターのウェブサイトですぐお知らせいたします。

## 7 応募手続きについて

### （1）応募方法

応募者は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<http://www.e-rad.go.jp>）

(別紙1参照))を使用して、応募してください。研究グループによる応募の場合は代表研究機関の研究代表者が研究グループ全体の研究内容をとりまとめた上で応募してください。

e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続きを行う必要があります。研究費の配分を受ける研究機関は全て登録が必要ですが、少なくとも提案書を提出する代表研究機関は提案書提出までに登録が必要です。また、共同研究機関は採択までには登録していただく必要があります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、現在未登録の機関については余裕を持って登録手続きをしていただくようご注意ください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません(詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください。)

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報( )の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんのでご注意ください。その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等及び生研支援センターが定めた応募様式に必要事項を記載した提案書に含まれる内容を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

## (2) 応募受付期間

本事業への応募期間は、平成30年7月25日(水)～平成30年8月27日(月)12:00までとします。e-Rad の利用可能時間帯は、平日、休日ともに0:00～24:00です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

## (3) 応募書類

提案書一式

提案書の作成に当たっては、本公募要領に従い、別紙2の(提案書様式(記載例含む))に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。

提案書の書式は、生研支援センターウェブサイト又は e-Rad からダウンロードしてください。

## (4) 応募に当たっての注意事項

応募の締切りに遅れた場合は、受け付けません。

e-Rad を使用しない方法(郵便、ファクシミリ又は電子メール等)による応募書類

の提出は受け付けません。

提出後の応募情報の修正には応じられません。

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

ア 応募資格を有しない場合

イ 提案書に不備があった場合の提案書の修正依頼に対し、期限までに修正できない場合

ウ 応募情報に虚偽が認められた場合

## 8 委託先の選定

### (1) 委託先の選定に当たって

本事業では、基礎から実用化・事業化までを見据えた研究開発に取り組む研究体制を構築するとともに、個々の研究機関が有する優れた先端技術を取り入れ、これらの産学官の研究機関等が有機的に連携することが不可欠と考えています。

このため、委託先の選定に当たっては、研究開発項目の全体にわたって取り組み、とりまとめを行う研究機関等を審査する「包括提案型」と、研究開発項目の一部について優れた技術を有する研究機関等を審査する「技術提案型」に分けて行い、それぞれの審査で委託先に選定された研究グループや研究機関等は1つのコンソーシアムを構成し、各々の研究機関等が自主的に連携をとりつつ、研究に取り組むことを条件としています。

なお、技術提案型については、審査状況により、研究開発項目ごとに必ず委託先に選定される研究機関又は研究グループがあるとは限りません。

応募される研究機関等の方におかれましては、以上を踏まえてご提案ください。

### (2) 選定方法

委託先の選定に係る審査は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する評議委員会において、(3)の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書のほかに、別途追加資料等の提出等を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、提案内容に係る利害関係者は、当該提案の審査から排除されることになっております。

また、評議委員の所属、氏名等は、委託先決定後、生研支援センターのウェブサイト上で公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

提案者は、提案内容に応じて、包括提案型又は技術提案型のいずれかの類型を選択して、応募していただきます。

なお、評議委員会において、本事業による委託研究に取り組むことが不適切とされた研究機関等については、研究グループが委託先に選定されてもそこから外れていただく場合があります。

### (3) 審査基準

評議委員会において以下の基準に基づき審査を行い、その結果を総合的に勘案して委託先を選定します。

#### 包括提案型

- ア 提案書の内容は本課題の趣旨（コンセプト）及び当該提案に係る研究開発項目に定める具体的内容や達成目標の方向性と整合性がとれているか。
- イ 当該提案に係る研究開発項目に定める達成目標を達成するために十分な内容となっているか。
- ウ 提案書の計画や研究開発内容が技術的に優れているか。
- エ 提案書の計画や研究開発内容に実現可能性があるか。
- オ 提案書の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。
- カ 基礎研究から実用化・事業化までの研究開発を行う実施体制が整っているか。
- キ 研究開発の進行や予算の執行に関する管理能力に優れているか。
- ク 研究グループ（当該研究グループの協力機関がある場合は当該協力機関を含む）内の研究機関等相互の連携を図る仕組みがあるか。
- ケ 提案書の研究開発内容の予算配分が効率的なものとなっているか。
- コ 研究グループ（当該研究グループの協力機関がある場合は当該協力機関を含む）に民間企業が参画している場合は、民間投資があるか。
- サ 研究開発された成果の実用化・事業化、普及の可能性はあるか。

#### 技術提案型（ ）

- ア 提案書の内容は本課題の趣旨（コンセプト）及び当該提案に係る研究開発項目に定める具体的内容や達成目標の方向性と整合性がとれているか。
- イ 当該提案に係る研究開発項目に定める達成目標を達成するために十分な内容となっているか。
- ウ 提案書の計画や研究開発内容が技術的に優れているか。
- エ 提案書の計画や研究開発内容に実現可能性があるか。
- オ 提案書の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか。
- カ 研究開発の進行や予算の執行に関する管理能力に優れているか。
- キ 提案書の研究開発内容の予算配分が効率的なものとなっているか。
- ク 提案した研究機関が民間企業である、提案した研究グループに民間企業が参画している、又は提案した研究機関若しくは研究グループの協力機関に民間企業が参画している場合は、民間投資があるか。
- ケ 研究開発された成果の実用化・事業化、普及に向けた具体的な構想があるか。
- コ 包括提案審査側の研究グループと相乗効果が期待できるか。

書類審査は、アからケの観点で採点を行い、面接審査はアからコの観点で採点を行う。

#### (4) 審査の手順

審査は、書類審査及び面接審査の2段階で行います。

##### 書類審査

提案された書類をもとに、評議委員会の委員が上記(3)の審査基準に基づいた審査を行い、その結果に基づいて面接審査の対象とする提案を選定します。

##### 面接審査

で選定された提案は、評議委員会が研究代表機関の研究者等に対する面接審査を行い、採択候補とする提案を選定します。選定の結果は、PD及び内閣府の了承をもって確定とします。なお、包括提案型と技術提案型の面接審査は原則として同日に行います。

##### 委託先の決定

生研支援センターは、で採択候補とされた提案をおこなった研究機関又は研究グループについて、重複応募等をチェックします。

生研支援センターは、で採択候補とされた提案をおこなった包括提案型の研究グループ及び当該研究グループとともにコンソーシアムを構成することが適当として選定された技術提案型の研究機関又は研究グループに対して、コンソーシアムの構築を指示します。

この指示を受けた研究機関又は研究グループがコンソーシアムの構築に合意した場合、生研支援センターは当該研究機関又は研究グループを本事業の委託先として決定します。

#### (5) 審査結果等の通知

書類審査及び面接審査における審査結果については、速やかに応募者(研究グループによる応募の場合は代表機関)に通知するとともに、e-Radによる提案時に付与される応募番号を生研支援センターのウェブサイトに掲載する予定です。

なお、面接審査において不採択となった提案については、応募者への通知の際に、その理由等をお知らせします。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、面接審査において採択となった提案については、応募者への通知の際に、必要に応じて、研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、委託予定先の研究代表者に試験研究計画の修正を行っていただきます。修正を行っていただけない場合は委託契約を行いませんのでご注意ください。

## 9 委託契約の締結

### (1) 委託契約の締結

8により選定された者には、委託契約締結までの間に研究開発項目の単位で、又は3

(6)に記載するPDの指示があった場合は当該指示に係る複数の研究開発項目でまとめてコンソーシアムを構築していただきます。当該コンソーシアムには、当該コンソーシアムで取り込まれる研究開発項目における全ての採択研究機関等(単独の研究機関又は研究グループ)に参画していただく必要があります。

委託契約は、当該コンソーシアムの代表研究機関との間で締結します(コンソーシアムを構成する個々の研究機関等とはなく、コンソーシアムの代表研究機関と生研支援センターが直接委託契約を締結します。詳しくは別紙3を御覧ください)。

なお、当該コンソーシアムへ採択研究機関等(単独の研究機関又は研究グループ)が参画していただけない場合は、当該研究機関等(研究グループによる応募の場合は当該研究グループ)とは委託契約を締結しませんので、ご注意ください。

コンソーシアムの代表研究機関と生研支援センターが契約を締結するまでの間に、研究グループ又は必要に応じて研究グループに他の研究機関等を加えて、実施予定の委託研究に関する規約を策定する(規約方式)、研究グループ参加機関が相互に実施予定の委託研究に関する協定書を交わす(協定書方式)又は共同研究契約を締結する(共同研究契約方式)のいずれかの方式によりコンソーシアムを構築してください。

なお、委託先決定から委託契約締結までの間に、委託先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合は、委託契約の締結先を変更することも可能とします。

## (2) 翌年度以降の取扱い

平成31(2019)年度以降の各研究開発項目については、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、各年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとします。

ただし、毎年度末に実施するGBによる評価やPDが実施する自己点検の結果が翌年度の研究開発計画や予算配分等に反映されます。このため、各年度の目標の達成度合い、マネジメントの実施状況、実用化の可能性等から、目標達成が著しく困難である等と判断された場合は、翌年度の委託研究費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の中止等を行うほか、研究成果の取扱いに十分に注意しながら研究機関や研究開発項目の追加等を行う場合があります。

## 10 研究開発の運営管理

本事業の運営管理は、以下のとおり実施されますので、本事業への応募にあたっては、十分留意して下さい。

生研支援センターがPD、PD代理、サブPD、イノベーション戦略コーディネーター(以下「戦略C」)を補佐し、研究の進行管理(研究成果の取扱いに係る管理を含む)、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組を関係行政機関等と調整しつつ、効果的に進めるための体制を整備します。

PD若しくはPDの指示を受けたPD代理、サブPD、戦略C、生研支援センター及び内閣府担当者は、各研究開発項目の研究の進捗及び成果を定期的に把握す

るとともに、研究の進行管理、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組に関し、コンソーシアムの研究代表者等に対する指導、助言を行います。

生研支援センターはこうした取組を円滑に進めるため、P D、P D代理、サブP D及び戦略Cを補佐するとともに、コンソーシアムの研究代表者等に対し必要な支援を行います。コンソーシアムの研究代表者等は、生研支援センターと連携して、研究の進捗及び成果の定期的な把握、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組を行う必要があります。

生研支援センターは、本事業の運営管理に当たり、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）と連携します。

また、必要に応じ、関連する他のS I Pの研究課題や他省庁の事業等と連携して研究の進行管理、研究成果の広報及びその社会実装に向けた取組を行います。

## 1 1 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進に係る基本的取組指針（ ）に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

（例）

- ・生産者、消費者、関係業界等への幅広い研究成果情報の発信
- ・小・中・高等学校の理科授業での特別講演
- ・地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
- ・大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

また、これらの活動状況については、毎年度提出する研究成果報告書に記載してください。その結果は評価対象となります。

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議）

研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置づけ、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

また、「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とすることとなっています。

については、内閣府ホームページ

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)

を御覧ください。

## 1 2 研究成果の取扱い

研究開発の成功と成果の実用化・事業化による国益の実現を確実にし、優れた人材・機関の参加を促すためのインセンティブを確保するため、知的財産等は、研究開発計画に定める研究開発の内容及び出口戦略の関連事項を踏まえつつ、以下のような管理を行います。

### ( 1 ) 知財委員会

知財委員会を生研支援センターに置きます。知財委員会は、研究開発成果に関する論文発表、特許等(植物の新品種に係る育成者権等も含む。以下、「知財権」という。)の出願・維持、ノウハウの扱い・秘匿等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整などを行います。知財委員会の担当範囲は、生研支援センターが本事業で執行する予算の範囲とし、原則として、P D又はP Dの代理人、主要な関係者、専門家等から構成します。

### ( 2 ) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月農林水産技術会議決定)などに基づくほか、研究の開始段階においては、コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について、委託契約書に準拠させた知的財産の基本的な取扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という。)を作成の上、合意していただきます。なお、委託契約書又は共同研究機関協定書等に知財合意書が求める知的財産の取扱いを既に規定している場合は、知財合意書は不要です。

コンソーシアム内から得られた知的財産は、コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために行われる研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾に関する調整等について方針を明らかにした知的財産の権利化等方針(以下「権利化等方針」という。)を策定し、知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

また、知財合意書及び権利化等方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

### ( 3 ) 知財権に関する取り決め

生研支援センターは、秘密保持、バックグラウンド知財権(コンソーシアムに参画する構成員が、本事業による委託研究に参加する前から保有していた知財権)、フォアグラウンド知財権(本事業による委託研究の実施により発生した知財権)の扱い等について、予め委託契約等により定めます。

### ( 4 ) バックグラウンド知財権の実施許諾

委託研究を遂行する目的に限定して、バックグラウンド知財権の実施許諾は、当該知

財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。当該条件などの知財権者の対応が、S I Pの推進に支障を及ぼす恐れがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ます。

#### (5) フォアグラウンド知財権の取扱い

フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第19条第1項を適用し、以下の～を含めた本要領の規程及び生研支援センターが求める条件の遵守を約する知財の帰属に係る確認書を研究委託契約後に生研支援センターへ遅滞なく提出することを条件に、発明者の所属機関(委託先)に帰属させます。ただし、生研支援センターに提出された著作物に係る著作権について、生研支援センターによる当該著作物の利用に必要な範囲において、生研支援センターが利用する権利及び生研支援センターが第三者に利用を許諾する権利を生研支援センターへ許諾したものとします。

成果が得られた場合には、遅滞なく生研支援センターに報告すること。

生研支援センターが、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該知財権を無償で利用する権利を、生研支援センター又は生研支援センターが指定する者に許諾すること。

知財権者に事業化の意志が乏しい場合、知財委員会は、積極的に事業化を目指す者への権利移転、実施権等の設定を推奨します。

当該知財権の移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次に規定する場合を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けてください(ただし、次に規定する場合には、事前の承認は要しませんが、当該知財権の移転又は許諾を行ったことを生研支援センターへ報告してください。)

- ・子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知財権の移転又は許諾をする場合
- ・承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に当該知財権の移転又は許諾をする場合
- ・技術研究組合が組合員に当該知財権の移転又は許諾をする場合

また、自らの諸事情若しくは不正使用等を行ったため又は実施計画書の見直し等に伴いコンソーシアムを委託期間中に脱退する構成員がいる場合、生研支援センター又は他の構成員は、脱退する構成員が委託研究によって得た知財権等を無償で譲り受ける権利又は当該知財権等を無償で実施する権利を得るものとします。

#### ( 6 ) フォアグラウンド知財権の実施許諾

コンソーシアムは、委託研究を遂行する目的に限定して、委託期間中は、委託研究の成果に係るフォアグラウンド知財権を、当該フォアグラウンド知財権者が定める条件に従い、コンソーシアム内で実施許諾するよう努めるものとします。なお、P Dの判断等により、委託研究の推進(研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む)の範囲内において、コンソーシアム内の他の委託研究の参加者等にフォアグラウンド知財権の無償実施を求める場合があります。また、第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、委託研究の参加者よりも有利な条件にはしない範囲で、知財権者が許諾可能とします。当該条件などの知財権者の対応が、S I Pの推進に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得ることとします。

なお、研究成果の海外流出による国内産業への悪影響を防止する観点から、特許権の国外への実施許諾については生研支援センターとの事前協議が必要です。

#### ( 7 ) 終了時の知財権取扱いについて

本事業による委託研究の終了時に、保有希望者がいない知財権等については、知財委員会において対応(放棄、あるいは、生研支援センター等による承継)を協議します。

#### ( 8 ) 国外機関等(外国籍の企業、大学、研究者等)の参加について

当該国外機関等の参加が委託研究の推進上必要な場合、参加を可能とします。適切な執行管理の観点から、委託研究の受託等にかかる事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とします。国外機関等については産業技術力強化法第19条第1項を適用せず、知財権は生研支援センターと国外機関等との共有とします。

#### ( 9 ) 研究成果の有効活用

研究成果の有効活用を図る観点から、知財委員会が必要と判断する場合は、未公開・未出願の研究成果に係る情報交換をコンソーシアム間で行うことを求める場合があります。

#### ( 10 ) 知財権の管理

知財権については、次の事項についても留意する必要があります。

本事業による委託研究の成果によって得られた知財権は、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議決定( 1 ))及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議( 2 ))に基づき、対応することとします。

1 [http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523\\_2.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf)

2 <http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>

委託先の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が委託業務を実施した結果得られた成果に係る国内外における知財権を受ける権利を従業員等から委託先へ承継する旨の契約を本契約の締結前までに当該従業員等との間で締結して下さい。職務発明規程等によって発明者から委託先への承継が既に定められ、本事業に適用できる場合はこの限りではありません。

特許出願前に研究成果を公開した場合は、新規性が失われ知財権を受けることができなくなることがありますので、くれぐれも御注意ください。成果の公表を急ぐ場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける手続きを適宜行ってください。

#### （１１）研究で得られたデータの提供

公的資金により行われる研究開発から得られたデータは国民共通の知的資産でもあり、研究内容の特性等にも考慮しつつ、オープンサイエンスの促進の観点から、適切なデータシェアリングポリシーやデータマネジメントプラン、リポジトリ等を作成して、データを管理・公開していく必要があります。

また、本事業では、バイオ関連データの民間利用を促進するための取組も行います。本事業による委託研究に参画する民間企業、国立研究開発法人、大学等、地方公共団体等は、委託研究の実施により産出されるバイオ関連データの管理・提供等に関する以下の取組に協力していただくとともに、各企業、団体等がすでに保有しているバイオ関連データ（いわゆる前競争領域データ）についても、可能な範囲で委託研究の研究開発項目D(1)で構築する「統合データベース（DB）群」への提供をお願いします。

##### データシェアリングポリシーの作成・共有

研究開発項目D(1)の研究代表者等は、PD、研究課題Dを担当するサブPD及び内閣府の指導の下、研究開発項目B(1)を除く研究課題A～Cの委託研究（以下、「バイオ関連の委託研究」という。）を実施する各コンソーシアムの研究代表者等と調整しつつ、SIP「スマートバイオ産業・農業基盤技術」のデータシェアリングポリシーを作成します。バイオ関連の委託研究を実施する各研究機関等は、データシェアリングポリシーを踏まえて、データの管理・提供等を実施してください。データシェアリングポリシーには以下の内容を含むことを想定しています。

ア 本事業による委託研究の実施により産出されるバイオ関連データは、公開可能なデータ（一定期間後に公開可能なデータを含む。）コンソーシアム構成員等の限られた関係者でのみ共有可能なデータ、その他特段の配慮が必要なデータに分類し、適切に管理・共有・公開を行う。

イ 本事業による委託研究の実施により産出されたバイオ関連データは、研究開発項目D(1)で構築する「統合DB群」を構成する公的研究機関のDB（バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）、ライフサイエンス統合データベースセンター（DBCLS）等を想定）に提供・格納する、あるいは「統合DB群」とのデータ連携を構築することを原則とする。

ウ バイオ関連の委託研究において新たにデータベース（DB）を構築する場合は、デ

ータの記述様式（データモデル）等について、研究開発項目D(1)と調整する。

エ バイオ関連の委託研究を実施する各コンソーシアムは、データマネジメントプランを作成する。また、毎年度、データの共有・公開の準備及び実施状況をPD、当該コンソーシアムの研究課題を担当するサブPD及び研究課題Dを担当するサブPDに報告する。

バイオ関連データに関する課題間の連携

バイオ関連の委託研究を実施する各コンソーシアムは、バイオ関連データの管理・提供等に関し、研究開発項目D(1)を実施するコンソーシアムと連携・協力してください。研究課題A、Cの委託研究の実施により産出されるバイオ関連データは原則、研究開発項目D(1)を実施するコンソーシアムに提供することとします。また、バイオ関連の委託研究において新たにDBを構築する場合は、そのデータ記述様式等について研究開発項目D(1)を実施するコンソーシアムと調整するとともに、同コンソーシアムの専門家の協力を得てDBを構築してください。

データマネジメントプランの提出

バイオ関連の委託研究への応募者は、別紙4の様式により、当該委託研究の実施により産出されるデータの内容・種類・規模、公開・共有の範囲等を記載したデータマネジメントプランを作成し、7の(3)の提案書に添付して提出してください。

## (12) 研究成果報告書等

研究成果報告書

各コンソーシアムの構成員は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、コンソーシアムの研究代表者を通じて生研支援センターに提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告する必要があります。

研究実績報告書

各コンソーシアムの構成員は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を委託期間中、毎年度定期的にコンソーシアムの研究代表者を通じて生研支援センターに提出する必要があります。

マッチングファンドの取組に係る報告

各コンソーシアムの構成員に民間企業が参画している、又は各コンソーシアムの協力機関に民間企業が参画している場合は、これらの民間企業による民間投資の金額を5に定めるところにより算定し、その結果を毎年度、コンソーシアムの研究代表者等を通じて生研支援センターに提出する必要があります。

## (13) 研究成果の発表

本事業により得られた成果について、国内外の学会、マスコミ等に広く公表する場合は、知財委員会の方針を踏まえるとともに、知的財産の保護に注意しつつ実施していただきます。

本事業に参画する者は、ウェブサイト、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会

等で本事業で実施した研究課題に係る活動又は成果を公表する場合は、コンソーシアムの研究代表者を通じて生研支援センターに公表内容を事前に通知していただきます。また、公表する資料には、本事業で実施した研究課題に係る活動又は成果であることを明記するとともに、公表した資料については生研支援センターに提出していただきます。

#### (14) 研究成果の社会実装への取組

本事業に参画する者は、以下のことに留意し研究成果の社会実装を進めていただきます。

開発された技術は、特許等で権利化した場合でも、製品化や高性能化、システム化が速やかに行われ、社会に実装されるよう、適切な許諾の実施を行うこと。

開発された技術の更なる高度化を図る観点から、研究成果のうち秘匿の対象とするノウハウを特定し、その管理を適切に行うこととするとともに、知財権の実施例の蓄積や解析を通じて当該ノウハウの改良を行うこと。

広く農林漁業者や関係産業の事業者が研究成果を活用する場合は、わかりやすい成果として情報提供すること。

#### (15) e-Radからの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへ登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされ、本情報は国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型の研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報等についてe-Radへの登録を徹底することとされました。

このため、採択された提案に係る委託研究の各年度の研究成果情報等について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報等を含めマクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

### 1.3 研究課題の評価

#### (1) ガバニングボード（GB）による評価

##### 実施時期等

GBは、「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日付け 総合科学技術・イノベーション会議）、「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（平成26年5月23日付け 戦略的イノベーション創造プログラムガバニングボード）に基づき、毎年度末の評価、最終評価等をPDが行う自己点検結果等を参考としつつ実施します。また、終了後、一定の時間（原則として3年）が経過した後、必要に応じて追跡評価を行います。

##### 評価項目・評価基準

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日、内閣総理大臣

決定)」を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりです。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行います。

- a) 意義の重要性、S I Pの制度の目的との整合性
- b) 目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- c) 適切なマネジメントがなされているか。特に府省連携の効果がどのように発揮されているか
- d) 実用化・事業化への戦略性、達成度合い
- e) 最終評価時に見込まれる効果あるいは波及効果。終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確に設定されているか
- f) 以下に掲げる事項
  - 1) Society 5.0との整合性
  - 2) 生産性革命が必要な分野への重点化の度合い
  - 3) 社会変革への寄与度
  - 4) 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとっての貢献度
  - 5) 事業化、実用化、社会実装に向けた出口戦略の明確性（5年後の事業化等の内容が明確）
  - 6) 知財戦略、国際標準化、規制改革等の制度面の出口戦略の有無
  - 7) 府省連携が不可欠な分野横断的な取り組み度合い
  - 8) 基礎研究から事業化・実用化までを見据えた研究開発の戦略性
  - 9) 「協調領域」の設定と「競争領域」との峻別の有無（オープン・クローズ戦略を有していること）
  - 10) 産学官連携体制の構築、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みやマッチングファンドのビルトインの度合い
- g) 各課題の研究テーマ毎におけるTRL（Technology Readiness Level）の達成状況

## （２）コンソーシアムの研究代表者、PDによる自己点検とPeer Review

GBによる評価の前に、コンソーシアムの研究代表者等による自己点検を行います。

また、生研支援センターによるPeer Review（専門的観点からの評価（技術評価を含む））も行います。

PDは、コンソーシアムの研究代表者等の自己点検結果及びPeer Reviewを参考に自己点検を実施します。

なお、PDによる自己点検の点検項目・点検基準には、評価項目・評価基準（前述）が準用されます。コンソーシアムの研究代表者等による自己点検は、研究開発や実用化・事業化への取組の進捗状況について行なっていただきます。

GBにはPDによる自己点検結果とPeer Reviewの結果が報告されます。

### (3) 評価結果、自己点検結果の反映

年度末のGBによる評価や自己点検は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の計画等に反映されます。

毎年度末のGBによる評価や自己点検の結果、各年度の目標の達成度合い、マネジメントの実施状況、実用化の可能性等から、目標達成が著しく困難である等と判断された場合は、翌年度の委託研究費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の中止等を行う場合があります。

## 1.4 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複(1)及び過度の集中(2)の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>)

に基づき、競争的資金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

### (1) 応募書類への記載

本事業の応募の際は、現在参画しているプロジェクト等(他府省を含む他の委託事業・補助事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。)の状況(制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額及びエフォート(研究専従率))を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

### (2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合は、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究事項(プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合があります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究事項について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究事項について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究事項の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

2 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)

に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合はいいです。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

#### (注) エフォート

総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」です。

「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

## 1.5 研究費の不正使用防止のための対応

### (1) 不正使用防止に向けた取組

研究委託契約に基づき行われる研究活動には、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議決定)に則り、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

([http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/141218\\_kanri\\_kansa\\_guidline.pdf](http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/141218_kanri_kansa_guidline.pdf))

が適用されます。受託者は、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行う必要があります。

なお、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合があります。

取組の一環として、生研支援センターは、本事業の経費執行に当たり、研究代表者、研究実施責任者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行していただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

応募申請時には、研究グループを構成する全構成機関に研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にさせていただきます(別紙2(提案書様式)2-1の10.)。

採択審査の際には、新規課題を実施する研究機関の研究代表者(コンソーシアムを形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者(以下「経理統括責任者」という。)を含む。)等に対し、経費の適正執行について説明を行います。

適正な経費執行の確認・指導のため、必要な報告を求めると及び調査を行うことがあります。

## (2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

イ ア以外による場合

a) 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

b) a)及びc) 以外の場合：2～4年間

c) 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間

他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務（ ）に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますの

で、下記を御覧ください。

([http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei\\_sanka\\_taiou.pdf](http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf))

## 1.6 虚偽の申請に対する対応

本事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返還、損害賠償等を委託先である代表機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、上記1.5(2)の不正使用等が行われた場合と同様の措置を取ります。

## 1.7 研究活動の不正行為防止のための対応

委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、又は研究成果や論文等のねつ造、改ざん及び盗用といった研究活動における不正行為等が発見された場合、生研支援センターは、以下のような厳しい措置をとることになります。

また不正行為等を行った場合、生研支援センターの措置とは別に農林水産省及び他の府省においても同様の措置がとられる場合があります。

### (1) 不正行為防止に向けた取組

本事業で実施する研究活動における研究の不正行為については、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。(1))及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」(平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「規程」という。(2))が適用されます。

各研究機関等においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります(研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません)。また、研究活動の特定不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

なお、生研支援センターにおいても、研究の不正行為に対する告発等の問い合わせを受け付ける窓口を設置しており、問い合わせがあった場合には、「研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」(平成19年4月26日付け19生研

東第18号生研支援センター所長決定)により対応します。生研支援センターと研究機関との協議の上、生研支援センターが必要な調査を行う場合もあります。

1 不正行為ガイドライン及び規程については、

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/tokekomi.pdf>

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-3.pdf>

をご覧ください。

2 「研究活動における特定不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」については、

[http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/files/kenkyuchushi\\_jisshiyoryo\\_fuseikoui.pdf](http://www.naro.affrc.go.jp/brain/contents/files/kenkyuchushi_jisshiyoryo_fuseikoui.pdf)

をご覧ください。

## (2) 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の次年度以降2年から10年

特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の次年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

## 1.8 指名停止を受けた場合の取扱い

談合等によって農林水産省から公募期間中に指名停止措置を受けている研究機関等がコンソーシアムに参画(協力機関としての参画は含まない)している提案書について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に、コンソーシアムに参画(協力機関としての参画は含まない)している研究機関等が指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

## 1.9 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択課題の選定以外の目的

に使用しません。採択課題決定後は、採択課題に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm))

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース（ ）」へ提供されます。

#### （ ）政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

## 2 0 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：S B I R）

本事業は、「中小企業技術革新制度（S B I R）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます（それぞれの制度を利用するには、別途審査等が必要になります。）

日本政策金融公庫の低利貸付制度（ ）が利用できます。

5年以内の貸付で担保・保証人がある場合、貸出条件等によって金利が変動します。

特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半額）されます。

資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。

国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています。

「S B I R特設サイト」において研究開発成果などの事業PRができます。

これら中小企業技術革新制度（S B I R）についての説明等は、S B I R特設サイトを御覧ください。（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>）

## 2 1 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平

成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知( )に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

については、農林水産省のホームページ

[http://www.maff.go.jp/j/kokuji\\_tuti/tuti/t0000775.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html)

をご覧ください。

## 2.2 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター(<https://biosciencedbc.jp/>)は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。

また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

TEL: 03-5214-8491

## 2.3 法令・指針等に関する対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

(参考) 安全保障貿易について

海外への技術漏洩への対処については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則とし

て、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく技術提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。

詳細は、経済産業省安全保障貿易管理のウェブサイトをご覧ください。

(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>)

## 2.4 公募説明会の開催

本事業の提案公募に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は義務ではありません。ご希望の方は事前登録が必要になります。以下のウェブサイトの入力フォームから必要事項を記入し、お申し込みください。定員に達し次第締め切らせていただきます。

公募説明会申込のウェブサイト

URL：<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/sip/news/2018/081656.html>

当日は公募の対象となる研究課題に関して、概要の説明は行いますが、研究課題関連の質問については、後日回答させていただくことになる場合もありますので、ご了解ください。

### 【説明会の日程・会場・時間】

#### (1) 東京会場説明会

- ・日 時：平成30年8月2日（木曜日）  
14:30～16:30
- ・会場名：一橋大学 一橋講堂 中会議室
- ・所在地：東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター2F

#### (2) 大阪会場説明会

- ・日 時：平成30年8月6日（月曜日）  
14:00～16:00
- ・会場名：CIVI研修センター新大阪東 E705
- ・所在地：大阪市東淀川区東中島1-19-4 新大阪NLCビル7F

## 2.5 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開させていただきますので、御承知おきください。

なお、できる限りメールによりお問い合わせいただくようお願いいたします。

## 記

### 公募全般に関する問い合わせ

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター  
(生研支援センター)  
連携・企画課 担当者：松岡、寺口、三原

E-mail brainSIP@ml.affrc.go.jp

住 所 〒331-8537

埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

(<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html>)

TEL : 048-669-9170

FAX : 048-666-9267

受付時間：10:00 - 12:00、13:00 - 17:00

(土、日、祝日を除く。)

### 契約事務について

生研支援センター新技術開発部研究管理課  
担当者：山崎、大越、小野瀬

TEL : 048-669-9190

FAX : 048-666-9267

### ○ e-Rad について

e-Rad ヘルプデスク

TEL : 0570-066-877

03-6631-0622 (直通)

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」ポータルサイトの「お問い合わせ方法」も御確認ください。

(URL : <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)

## A. 健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな健康システムの確立

### 1. 事業概要

我が国では、超高齢化や生活習慣の変化等により生活習慣病・認知症・がん等が増加しており、生活習慣病等の疾病リスクの低減と健康寿命の延伸、さらには、増大する国民医療費の抑制が社会的課題となっている。

これらの社会的課題の解決に貢献するため、健康の源である「食」を通じて、健康寿命の延伸等を図る新たな健康システムを確立する。具体的には、医薬品・サプリメントと異なり、多様でバラツキのある成分を含有し、身体への影響がマイルドな農林水産物・食品について、その健康維持・増進効果を評価するシステムを開発・構築する。また、日本人のマイクロバイームデータを収集・整備し、腸内マイクロバイーム環境を整える食品の機能性評価を行う。これらにより、科学的根拠に基づき、「食」を通じて国民の健康増進に寄与する産業群の振興・創出を図る。さらに、個人の健康状態・生活習慣等に応じた食生活・食事の提案・提供を可能とする、「食」を通じたセルフメディケーションシステムの基盤を形成する。

### 2. 研究開発項目

#### (1) 健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな健康システムの確立

##### 具体的内容

健康状態・軽度体調変化の指標化と「軽度体調変化判定システム」の開発、農林水産物・食品の健康維持・増進効果に関する科学的エビデンスの獲得、及び腸内マイクロバイームデータの整備等を行い、これらのエビデンス・データ等を活用して農林水産物・食品の健康維持・増進効果を解析する「農林水産物・食品健康情報統合データベース」を開発する。具体的には、以下を実施する。

##### a. 健康状態の指標化と「軽度体調変化判定システム」の開発

睡眠の質や自律神経の乱れなど、健康状態や軽度不調・軽度体調変化を評価する指標を探索・確立するとともに、これらの指標を簡便かつ低コストで日常的に計測可能な「軽度体調変化判定システム」を開発する。

##### b. 農林水産物・食品の健康維持・増進効果に関する科学的エビデンスの獲得

コホート研究により、生体反応、生体内成分等と摂取食品および生活との関係を明らかにし、農林水産物・食品が日本人の健康に与える効果を解明する。また、「軽度体調変化判定システム」等を用いたヒト介入試験により、軽度不調の改善作用を持つ農林水産物・食品を科学的に明らかにする。さらに、網羅的解析により、健康増進効果が期待される農林水産物・食品の含有成分を明らかにする。

##### c. 腸内マイクロバイームデータの整備と機能性食品のプロトタイプによる検証

産業界からのニーズが高いメタゲノム・メタボローム情報を含む日本人の標準的な腸内マイクロバイームデータを収集・整備し、食と関連付けたサンプリング・データ解析プロトコルの開発及び機能性食品のプロトタイプを用いたデータの有用性の検証を実施する。

#### d. 農林水産物・食品健康情報統合データベースの開発

上記 b、c で得られる科学的エビデンスや、食品素材・成分、代謝モデル(細胞・生体レベル)、薬物動態モデル等に関するデータや論文などのストレージと、人工知能等による解析機能を含むインターフェイスとを備えた「農林水産物・食品健康情報統合データベース」を開発する。このデータベースを活用することで、科学的根拠に基づき「食」を通じて国民の健康増進に寄与する産業群の振興・創出を可能とする。

#### 達成目標

##### - 中間目標(3年)

- ・健康状態や軽度不調・軽度体調変化を評価する指標を確立する。
- ・コホート研究により農林水産物・食品の健康増進効果に関するデータを収集するとともに、農林水産物・食品の含有成分の網羅的解析を行う。
- ・日本人の標準的な腸内マイクロバイームデータを収集し、その利活用基盤を整備する。
- ・「農林水産物・食品健康情報統合データベース」について、プロトタイプシステムを構築する。

##### - 最終目標(5年)

- ・健康状態等の指標を簡便・低コストで日常的に計測可能な「軽度体調変化判定システム」を開発し、モデル地域等での検証を行う。
- ・農林水産物・食品の健康維持・増進効果に関する科学的エビデンスを獲得する。
- ・日本人の標準的な腸内マイクロバイームデータを収集しその活用技術を開発するとともに、機能性食品のプロトタイプを用いてそれらの有用性を検証する。
- ・上記で得られた科学的エビデンスや解析データ等を統合した「農林水産物・食品健康情報統合データベース」を開発する。
- ・個人の健康状態に応じた最適な食生活を設計・提案するサービスをモデル的に実施し、社会実装に目処を付ける。

#### 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算は約束されるものではない。

#### 平成30年度委託研究経費限度額

【包括提案型】 445,000千円

【技術提案型】 10,000千円 ( の a、b 及び c が対象)

#### その他の留意事項

- a. a の「軽度体調変化判定システム」の開発に当たっては、研究開発期間内に当該システムを科学的エビデンスの獲得に使用することから、測定デバイス・マーカー等の開発を一から行うのではなく、既存の技術等を利活用して技術・システムを開発・構築すること。

- b. cの腸内マイクロバイオームデータの整備に当たっては、bのコホート研究も活用して効率的にデータを取得すること。
- c. dの「農林水産物・食品健康情報統合データベース」について、研究開発期間終了後も、民間資金等を活用してデータを充実しつつ運営する体制を構築すること。
- d. 技術提案型の研究開発提案は、のa、b及びcを対象とする。採択された技術提案型の研究開発は包括提案型の研究開発と密接に連携して実施すること。
- e. 本研究開発の成果をもとに、制度所管省庁に対して、多様でバラツキのある成分を含有する農林水産物・食品等に対応した保健機能食品の評価手法を提案すること。
- f. 研究開発計画提案において、「農林水産物・食品健康情報データベース」を始めとする本研究開発の成果を活用し、「食」を通じて国民の健康の維持・増進に寄与する産業群の振興・創出に向けた戦略・工程を示すこと。

## B. 多様なデータの利活用による農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力の強化

### 1. 事業概要

生産から加工・流通・販売・消費・輸出までの情報を産業の枠を超えて共有するデータプラットフォームの整備、ニーズに的確に対応した生産・供給を可能とする技術開発により、「スマートフードチェーンシステム」を構築する。本システムでは、生産段階における適正なストック・出荷管理と生産地間の最適ネットワーク化による安定供給、生産情報を踏まえた流通の最適化や需給バランスの安定化を可能とすることで、食品ロスの削減、生産現場における労働時間の削減を達成し、農林水産業・食品産業の生産性革命、競争力の強化を実現する。

また、我が国の種苗開発体制の強化のため、育種ビッグデータや新たな育種技術等を活用して品種開発を行う「データ駆動型育種」を推進するための技術開発を行うとともに、消費・流通に新たな価値を生み出す農作物品種や「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献する主要作物品種の開発等を行う。

### 2. 研究開発項目

#### (1) 生産から流通・消費までのデータ連携により最適化を可能とするスマートフードチェーンの構築 具体的内容

- ・ 生産から流通・消費までのデータ連携を可能とする基盤技術を開発する。
- 1) 生産段階における需要情報に基づく適切な生産・出荷計画の立案や、一次製品の信頼性を担保する情報(産地、生産履歴等)を流通・消費段階までの確に伝達すること等を可能とするための、生産から流通・消費の各段階を連携させて情報(生産管理情報、流通・鮮度情報、需要情報等)を双方向で繋ぐ情報共有システムを開発する。
- 2) 流通最適化を図るため、AI等を活用して販売・消費情報に基づく需要予測技術を開発する。あわせて、相当多数の生産者の希望販売条件(価格、出荷日時、数量等)と相当多数の実需者の希望購入条件(価格、出荷日時、数量、品質、等級等)を一括して処理し、双方の条件を満足する組み合わせを迅速に検索・提示することのできるマッチング情報処理技術を開発する。また、一次製品の鮮度等の品質評価や品質保持技術を開発する。
- ・ 需要側の定時・定量・定価格等のニーズに機動的に対応して一次製品を提供するデータ駆動型のスマート生産システムを開発する。
- 1) 大規模な圃場に対応して生育情報や土壌等の環境情報等をセンシングして集積し、ビッグデータを構築する。また、ビッグデータと農業データ連携基盤の活用によって、生育予測に基づき、需要に応じた露地野菜等の出荷を可能にするフィードフォワード型生産管理技術を開発する。
- 2) 作物等に関する様々なデータを基に、AI等を駆使して最適な生産管理作業を自動で行うインテリジェンス化された機械・システムを開発する。併せて、当該機械・システム等を基に、我が国の中山間地域や東アジア地域への展開も見据えて、例えばダウンサイジング化や機能の特化・拡張等によって、野菜や果樹等の多様な品目、地域に適用できる

機械・システムを開発する。

・上記を組み合わせ、ニーズに応じた価格、量、品質、タイミングで信頼性を担保した一次産品が供給できる生産から消費までを網羅する ICT プラットフォームを開発する。また、適切なユースケースを設定して、食品ロスの削減と需給安定化への貢献度合を見積もるための試験運用を行い、効果を定量的に評価する。

## 達成目標

### - 中間目標(3年)

- ・生産から消費までの情報共有を可能とするデータの規格化・標準化を行い、これらのデータの集積技術を確立する。
- ・栽培管理情報の自動収集技術を開発する。
- ・スマートフードチェーン全体をカバーし、輸出の拡大を含む付加価値の増大に資する ICT プラットフォームのプロトタイプを構築する。

### - 最終目標(5年)

- ・ AI 等を活用した販売・消費情報に基づく需要予測技術、マッチング情報処理技術、鮮度等の品質評価や品質保持技術を開発する。
- ・ 需要に応じた出荷調整可能なフィードフォワード型栽培管理技術を開発するとともに、生育情報等のビッグデータを解析して生産管理作業に自動的に反映させるインテリジェンス化された機械・システムを開発し、実証試験により有効性を確認(生産現場における労働時間 30%削減)する。
- ・ 上記、の生産・需要のマッチング技術や需要に応じた生産技術、インテリジェンス化された機械・システムなどの要素技術を活用しつつ、実証試験により有効性を確認(試験運用時のユースケースにおいて食品ロス 10%削減、需給バランスの安定化)する。

## 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算は約束されるものではない。

## 平成30年度委託研究経費限度額

【包括提案型】1,164,000千円

【技術提案型】 50,000千円

## その他の留意事項

- a. 本研究開発項目の成果を広く普及させるためには、当該成果を利用する可能性のある事業者、農林水産業者等に対して、当該成果を分かりやすく、広く周知していただく必要があるため、包括提案型及び技術提案型の提案書には、このための計画も含めること。委託先選定の際には、当該計画の内容についても審査の対象とする。

- b. 研究成果が速やかに農林水産物の生産・加工・流通・販売・消費の各段階の現場に実装されるよう、民間企業等の研究グループへの参画又は当該民間企業等との間で実用化に向けた話し合いが進んでいることを応募書類に明記することを応募の条件(包括提案型のみ)とする。
- c. 本研究における、生産から流通・消費までのデータ連携を可能とする基盤技術やデータ駆動型のスマート生産システムの開発に当たっては、第1期SIP「次世代農林水産業創造技術」で構築を進めている農業データ連携基盤の取組と連携しながら研究を実施するものとする。
- d. 一次製品の流通過程の効率化に必要な技術(供給までのリードタイムの短縮など)の実現に当たってはSIP物流との連携を行うため、採択決定後に研究内容の調整を行っていただくことがある。
- e. 各コンソーシアム間の連携(情報交換)に協力すること。

## (2) 「データ駆動型育種」推進のための技術開発等

### (2) - ) 「データ駆動型育種」の構築とその活用による新価値農作物品種の開発

#### 具体的内容

分野を超えた産学官連携により、育種ビッグデータや「スマートフードチェーンシステム」で取得されるデータ等を活用して、次世代育種技術(ゲノミックセレクション等)により品種開発を行う「データ駆動型育種」を推進する。このため、育種API(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)等の技術開発を行うとともに、「データ駆動型育種」の試行・検証を通じて、これまで作出困難であった新たな価値を生み出す農作物品種(食生活に新たな価値を提供する品種、流通改革・輸出拡大・食品ロス低減を促進する品種、気候変動等に対応し低肥料・低農薬で安定多収の品種等)を開発する。

#### 達成目標

##### - 中間目標(3年)

- ・育種ビッグデータ等を活用して育種を行う「データ駆動型育種」推進のためのデータ解析アルゴリズムや育種API等の開発に取組み、これを試用・検証する。
- ・データ駆動型育種の試行により、消費者や実需者に新たな価値を提供する品種・育種素材、流通改革・輸出拡大を促進する育種素材等を3以上開発する。
- ・東南アジア等の主な普及対象地域において、気候変動・異常気象等に強く、低肥料・低農薬で安定多収のイネ等主要農作物系統等を獲得し、圃場での評価と選抜を開始する。

##### - 最終目標(5年)

- ・育種ビッグデータ等を活用して育種を行う「データ駆動型育種」推進のための育種API等を開発し、産官学による推進体制を構築する。
- ・消費者や実需者に新たな価値を提供する品種・育種素材、流通改革・輸出拡大を促進する品種・育種素材等を8以上開発する。

・東南アジア等の主な普及対象地域において、気候変動・異常気象等に強く、低肥料・低農薬で安定多収のイネ等主要農作物素材を開発し、国際的農業研究機関または途上国の農業研究機関との共同育種を開始する。

### 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算は約束されるものではない。

### 平成30年度委託研究経費限度額

【包括提案型】 190,000千円

【技術提案型】 10,000千円

### その他の留意事項

- a. 本研究開発項目は我が国の種苗開発体制の強化を目指す取組みであるため、関連する産業界の企業が参画機関または協力機関として広く参加する研究体制とすること。
- b. 本研究開発項目で開発する育種 API 等の技術は、企業が保有するデータの適切な情報管理を可能とし、様々な育種ビッグデータの効率的な収集・解析に用いることが可能なものを設計・開発すること。また、将来的に育種に関する技術的な障壁を下げることで、他業種から種苗開発への参入を促す取組みとすること。
- c. 開発する育種 API 等の技術については、品種開発における実効性の確認までを SIP で行い、その後の運営・維持管理はコンソーシアムに参画する企業等が中心となって行う体制を構築すること。
- d. 本研究開発項目における気候変動・異常気象等に強く、低肥料・低農薬で安定多収のイネ等主要作物品種等の開発は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献する取組みであることとし、普及対象地域における農業研究機関等との連携が実施可能な研究開発計画とすること。
- e. 研究開発項目 B(2)の各コンソーシアム間の連携(情報交換)に協力すること。また、コンソーシアムの研究責任者となった場合は当該コンソーシアムに加え、研究開発項目 B(2)の他のコンソーシアムの研究を統括する役割を PD が与える場合がある。

## (2) - ) ゲノム情報等の活用による農作物育種の効率化に貢献する精密ゲノム編集技術等の開発

### 具体的内容

ゲノム情報等のデータを活用した効率的な農作物育種を促進するため、精緻で複雑なゲノムの改変を可能とする精密ゲノム編集技術等の開発を実施する。具体的には、複数形質の同時改変によるゲノム編集農作物品種を開発するとともに、一塩基置換などの DNA の精密な書き換えを可能とするゲノム編集技術、植物等へのゲノム編集酵素等(タンパク質もしくはタンパク質・RNA 複合体)の直接導入を可能とする高度デリバリー技術等の開発を行う。

## 達成目標

### - 中間目標(3年)

- ・2以上の作物種において、ゲノム編集技術を用いて複数の有用形質を同時改変した個体を作成する。
- ・DNAの精密な書き換えを可能とするゲノム編集技術やゲノム編集酵素等の直接導入技術等について、その基本技術を確立する。

### - 最終目標(5年)

- ・複数の有用形質を同時改変したゲノム編集農作物品種・育種素材等を2以上開発する。
- ・DNAの精密な書き換えを可能とするゲノム編集技術やゲノム編集酵素等の直接導入技術等を用いて、実用作物種のゲノム編集を実用可能な効率で実現する。

## 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算は約束されるものではない。

## 平成30年度委託研究経費限度額

【包括提案型】 100,000千円

【技術提案型】 10,000千円

## その他の留意事項

- 本研究開発項目は最終的に我が国の農業競争力の強化・農業者等の収益力向上に資する品種開発を加速化・効率化するための技術開発を目指す取組みであるため、その実証においてはモデル植物ではなく、我が国の農業政策上重要な作物種を用いること。
- 本研究開発項目において開発するゲノム編集技術は、原則として最終的に外来核酸を有しない作物個体を作成するための技術とすること。
- 本研究開発項目において開発された技術の利用を促進するため、関連する産業界の企業が参画機関または協力機関として研究開発段階から参加する研究開発計画・研究体制とすること。また、研究開発計画において、開発された品種・育種素材または技術の実用化に向けた戦略・工程を示すこと。
- 本研究開発項目において開発される技術は、海外のゲノム編集技術に関する基本特許の制約を受けないか、またはその制約を最小限に留めることができる、我が国が強みを有するものを対象とする。研究開発計画の提案にあたって、海外の特許や技術開発の状況を踏まえ、当該技術の優位性ととも知財戦略を示すこと。
- 研究開発項目 B(2)の各コンソーシアム間の連携(情報交換)に協力すること。また、コンソーシアムの研究責任者となった場合は当該コンソーシアムに加え、研究開発項目 B(2)の他のコンソーシアムの研究を統括する役割をPDが与える場合がある。

## (2) - ) 農業環境エンジニアリングシステムの構築と植物-微生物共生を活用した営農法等の開発

### 具体的内容

植物 - 微生物共生や土壌に関するデータを農業環境エンジニアリングシステム（根圏微生物叢や土壌成分等のマルチオミクスビッグデータを活用し、目的の作物形質を得るための圃場設計を行うことを可能とするシステム）を用いて解析することにより、化学農薬・肥料の低減等を可能とする植物 - 微生物共生を活用した営農法や資材を開発する。

### 達成目標

#### - 中間目標(3年)

・圃場マルチオミクス解析によりビッグデータを取得し、データ解析技術を開発・改良することにより、解析手順を構築する。

#### - 最終目標(5年)

・圃場マルチオミクス解析により植物-微生物共生や土壌等に関する情報等を取得し、農業環境エンジニアリングシステムのプロトタイプを構築する。また、それに基づく新規の資材や営農法を開発する。

### 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算は約束されるものではない。

### 平成30年度委託研究経費限度額

【包括提案型】 35,000千円

【技術提案型】 5,000千円

### その他の留意事項

- a. 本研究開発項目は、C(2)「バイオ素材等サプライチェーンのボトルネックを解消する技術の開発」と出口が関連しているため、研究開発項目Cと連携することとする。
- b. 研究開発項目B(2)の各コンソーシアム間の連携(情報交換)に協力すること。また、コンソーシアムの責任者となった場合は当該コンソーシアムに加え、研究開発項目B(2)の他のコンソーシアムの研究を統括する役割をPDが与える場合がある。
- c. 研究成果が速やかに社会実装されるよう、民間企業等の研究グループへの参画又は当該民間企業等との間で実用化に向けた話し合いが進んでいることを応募書類に明記することを応募の条件(包括提案型のみ)とする。

## C. 「生物機能を活用したものづくり」による持続可能な成長社会の実現

### 1. 事業概要

石油資源への依存を低減し、持続可能な成長社会を実現するため、生物機能設計に基づいて新規バイオ素材・高機能品等を生産する技術の開発、バイオ素材等のサプライチェーンにおけるボトルネックを解消するための技術の開発を実施する。具体的には、データ駆動型の機能設計技術の開発と生物機能を有効に活用した生産システムの開発による革新的バイオ素材・高機能品等の開発や、バイオ素材等を生産する際のボトルネックとなる原料利活用や廃水処理などのダウンストリーム工程などにおける革新的な技術開発を行う。

### 2. 研究開発項目

#### (1) 生物機能設計に基づく新規バイオ素材・高機能品等生産技術の開発

生物機能設計に基づいて新規バイオ素材・高機能品等を生産する技術を開発する。

#### (1) - ) 革新的バイオ素材・高機能品等の機能設計技術及び生産技術開発

##### 具体的内容

データ駆動型の機能製品設計技術を開発する。例えば、バイオ法による合成される新規バイオモノマーから市場ニーズの高い高機能ポリマーを推算するマテリアルズインフォマティクス基盤技術(BPMI)を開発し、将来的には、市場ニーズに合う高機能ポリマーからモノマーおよびそれを合成するスマートセル(高度に機能がデザインされ、機能の発現が制御された生物細胞)の代謝経路デザインを行うインフォマティクス基盤技術の構築を目指す。

BPMI による機能設計のターゲットポリマーは、公募により広く募集するが、機能設計の方法論を開発することが第一段階の目的であることから、仮説検証容易性(既存ポリマーやその構成モノマーの物性等のデータが多く存在するかなど)及び市場インパクトの観点から決定する。

##### 達成目標

##### - 中間目標(3年)

・機械学習等により高機能ポリマー等の要求物性を予測するモデルを構築すると共に、構築した物性予測モデルとバイオ合成ライブラリー発生技術を組み合わせた統合モデルを構築する。

##### - 最終目標(5年)

・開発した統合モデルを用いたデータ駆動型の機能製品設計技術により、開発の期間・費用を従来の 1/4 以下に削減可能かつ生分解性や生体適合性など石油由来のものを凌駕する高機能品・機能性素材の開発技術を確立する。

## 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算は約束されるものではない。

## 平成30年度委託研究経費限度額

【包括提案型】 240,000千円

【技術提案型】 20,000千円

## その他の留意事項

- a. 研究開発項目Cにおいては、各コンソーシアムが緊密に連携し、事業全体としての目的意識を共有した運営を実施することとする。このため、各コンソーシアム間の連携(情報交換)に協力すること。
- b. 本事業においては、分野を超えた府省連携・産学官連携の取組を対象とする。
- c. 開発した技術を産業利用する体制の構築など、実用化に向けた戦略・工程を示すこと。
- d. 本研究開発項目の実施に当たっては、知的財産権の管理等で支障が無い範囲で、課題Dとの密接な連携の下に実施し、事業内で取得したデータは課題Dで構築を想定した統合DB群に格納することを前提とする。また、事業に関連する前競争領域におけるデータの供出等を前提とする。
- e. コンソーシアムの研究責任者となった場合は当該コンソーシアムに加え、研究開発項目Cの他のコンソーシアムの研究を統括する役割をPDが与える場合がある。

## (1) - ) 生物機能を活用した革新的バイオ素材・高機能品等の生産システムの開発・実用化 具体的内容

生物機能設計に基づいて新規バイオ素材・高機能品等を生産する技術を開発する。我が国が強みを有する技術により、高度に機能が設計された微生物・動物細胞・植物・昆虫等の生物を活用して、革新的なバイオ素材・高機能品を生産する技術を開発する。また、この開発過程で取得したデータを活用して競争力のある生産システムを高度化する。

使用する技術・生物機能や開発するバイオ素材等を限定せずに広く公募し、応募された提案の中から、研究成果による社会的・経済的効果、実用化の可能性(5年~10年以内の実用化を基本とする)、社会実装への道筋の明確性、使用する技術の革新性等を基準に2~3課題を選定する。

参考までに以下に研究開発課題例を示す。研究開発提案をこれらに限定するものではない。

### < 課題例1 >

微生物または植物の機能を活用して、高機能・高付加価値品を開発する。(例えば、加熱可能な食品包装容器用の生分解性プラスチック等、環境性能(生分解性、生産プロセスの省エネ・省資源)の高い素材や、安心性(植物由来、生物由来といった安全安心性能)、社会的責任(脱石油等)への訴求性の高い素材などの開発・生産に資する技術の確立に取り

組む。)

#### < 課題例 2 >

我が国独自の技術であり、優れたタンパク質・バイオ素材製造系である遺伝子組換えカイコなどのバイオリクターを用いて、動物医薬品、検査薬、ヒト医薬品に使用可能なタンパク質、化粧品や高機能素材などの製造技術を実用レベルで確立する。

#### 達成目標

##### - 中間目標(3年)

・生物機能を活用した、画期的なバイオ素材・高機能品の原料となる有用物質等の生産システムのプロトタイプを開発し、最終目標の達成が可能な生産システムであることを実証する。

##### - 最終目標(5年)

・2種類以上の機能設計された画期的なバイオ素材・高機能品等の生産技術を確立する。その際、生物機能を活用して従来より低コストかつ二酸化炭素排出等の環境負荷を30%以上低減可能な技術を確立する。

・各課題につき、2件以上の革新的バイオ素材・機能品等を開発し、実用化の目処を付ける。

#### 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算は約束されるものではない。

#### 平成30年度委託研究経費限度額

総額 240,000千円

【包括提案型】 80,000千円～120,000千円 / 1課題。2～3課題を採択予定。

【技術提案型】 10,000千円 / 1課題

#### その他の留意事項

- a. 研究開発項目Cにおいては、各コンソーシアムが緊密に連携し、事業全体としての目的意識を共有した運営を実施することとする。このため、各コンソーシアム間の連携(情報交換)に協力すること。
- b. 本研究開発項目においては、我が国が技術的な強みを有し、我が国の経済社会の発展に寄与する研究開発を対象とする。研究開発提案において、海外の特許・研究開発状況を踏まえた我が国の強みを示すとともに、我が国バイオ関連産業の競争力強化、国民生活の向上、持続可能な成長社会の実現とSDGs達成への貢献など、経済社会の発展への寄与・貢献を具体的に記載すること。
- c. 本事業においては、分野を超えた府省連携・産学官連携の取組を対象とする。本研究開発項目は生物機能を活用した高機能・高付加価値品の開発体制の強化を目指す取組み

であるため、関連する産業界の企業が分担機関として広く参画する研究計画・研究体制とすること。

- d. 本研究開発項目においては、5年～10年以内の実用化・事業化を基本とする。研究計画の提案において、開発した技術を産業利用する体制の構築など、実用化に向けた戦略・工程・社会実装の道筋を示すこと。
- e. コンソーシアムの研究責任者となった場合は当該コンソーシアムに加え、研究開発項目 C の他のコンソーシアムの研究を統括する役割をPDが与える場合がある。

## (2) バイオ素材等サプライチェーンのボトルネックを解消する技術の開発

バイオ素材・機能品等のサプライチェーンにおけるボトルネックを解消するための技術を開発する。

### (2) - ) スマートセル産業を支えるサプライチェーン関連技術の高度化・実証研究

#### 具体的内容

循環炭素社会の実現のためには、これまで化石燃料に依存していた産業・製品を再生可能な原料からの生産に置き換えていくことが重要である。そのためには、原料調達から生産、製品取出しから流通までのサプライチェーンを通じたボトルネックを解消することが重要である。

バイオ素材・高機能品生産のサプライチェーン関連技術の一つとして、生産プロセスで生じる廃水の処理が大きな課題である。従来技術では経験則に基づいた運転管理がなされており、合理的かつ高効率な廃水処理技術が求められている。そこで、廃水処理の高効率化、省力化と処理水品質の高度化が期待できる膜分離技術などを活用した廃水処理技術の開発に加え、各種センサー等を用いてオペレーションデータを収集するとともに、廃水処理汚泥内の生物叢(マイクロバイーム)と代謝産物データ(メタボローム)の解析を行い、データベースを構築する。こうしたデータに基づき、機械学習、AIを活用し、合理的な最適オペレーション手法を開発することで、低コスト化を達成する。また、モデルターゲットを設定し、原料調達から最終プロダクト生産までの生産サイクル全体の環境影響を評価・推算する LCA(Life Cycle Assessment) 評価手法を取り入れたシミュレータを作製する。

#### 達成目標

##### - 中間目標(3年)

・高効率化バイオ化学品生産廃水処理技術の確立に向けて、各種センサーを用いてモデル廃水ならびに実廃水処理のデータ化ならびに処理汚泥生物叢(マイクロバイーム)と代謝産物(メタボローム)等のデータ化を通じた廃水処理状況の診断に係る基盤技術、DB等を開発する。廃水処理再生水活用を考慮した高効率化バイオ化学品生産廃水処理のための基盤技術を開発する。またバイオ合成工程及び廃水処理工程等を通じたシミュレータ設計用のデータを取得する。

##### - 最終目標(5年)

・開発した廃水処理状況の診断に係る基盤技術、DB等を利用し、合理的な廃水処理オペレ

ーション技術を開発する。また、廃水処理再生水活用を考慮した高効率化バイオ化学品生産廃水処理技術を確立する。バイオ合成工程及び廃水処理工程等を通したシミュレータを設計する。

### 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算は約束されるものではない。

### 平成30年度委託研究経費限度額

【包括提案型】 181,000千円

【技術提案型】 20,000千円

### その他の留意事項

- a. 研究開発項目Cにおいては、各コンソーシアムが緊密に連携し、事業全体としての目的意識を共有した運営を実施することとする。このため、各コンソーシアム間の連携(情報交換)に協力すること。
- b. 本事業においては、分野を超えた府省連携・産学官連携の取組を対象とする。
- c. 開発した技術を産業利用する体制の構築など、実用化に向けた戦略・工程を示すこと。
- d. 本研究開発項目の実施に当たっては、知的財産権の管理等で支障が無い範囲で、課題Dとの密接な連携の下に実施し、事業内で取得したデータは課題Dで構築を想定した統合DB群に格納することを前提とする。また、事業に関連する前競争領域におけるデータの供出等を前提とする。
- e. コンソーシアムの研究責任者となった場合は当該コンソーシアムに加え、研究開発項目Cの他のコンソーシアムの研究を統括する役割をPDが与える場合がある。

## (2) - ) 農林水産業系未利用資源を活用した次世代化学産業基幹技術の開発

### 具体的内容

農林水産業系未利用資源を原料とする化学産業創出のボトルネックは、基幹化合物を安価で安定供給するシステム技術が未だ確立されていないところにある。このボトルネックを解消するため、農林水産業系未利用資源の構成成分から、付加価値の高い複数の有用成分・高品質バイオ素材を(例えば、イソプレノイド、ポリフェノール、C5単糖、C6単糖、機能性セルロース、オリゴ糖、フラン類、芳香族系化合物等)一連の工程で高い歩留りで分離回収し、さらに機能化学品等に変換する技術を確立し、基幹化合物をスマートセル産業へ安価・安定供給するための一貫プロセスおよびこれを地域に実装するためのサプライ・バリューチェーンを開発し、複数地域を想定した事業モデルを構築する。またサプライチェーンのボトルネックとなっている有機物残渣等を次世代化学産業の原料生産に活用する技術を開発する。

### 達成目標

- 中間目標(3年)

・農林水産業系未利用資源から複数の有用成分・高品質バイオ素材として一連の工程で高い歩留りで分離回収し、さらに機能化学品等に変換する技術の概念実証を行なう。

-機能化学品等が代替する製品と比較し、性能で同等以上かつコスト競争力があることを示す。

-基幹化合物をスマートセル産業へ安価・安定供給する目途を得る。

-農林水産業系未利用資源の発生と需要の季節変動等を加味した、利用シミュレーション技術を検討して、地域に実装可能であることを示す。

#### - 最終目標(5年)

・農林水産業系未利用資源から複数の有用成分・高品質バイオ素材として一連の工程で高い歩留りで分離回収し、さらに機能化学品等に変換する技術のパイロットシステムの小規模実証を行なう。

-機能化学品等が代替する製品と比較し、性能で同等以上かつコスト競争力がある技術の確立。

-基幹化合物をスマートセル産業へ安価・安定供給する技術の確立。

・有機物残渣等を次世代化学産業の原料生産向けの資材とする技術を開発する。

#### 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算が約束されるものではない。

#### 平成30年度委託研究経費限度額

【包括提案型】 100,000千円

【技術提案型】 10,000千円

#### その他の留意事項

- a. 研究開発項目Cにおいては、各コンソーシアムが緊密に連携し、事業全体としての目的意識を共有した運営を実施することとする。このため、各コンソーシアム間の連携(情報交換)に協力すること。
- b. 本研究開発項目の成果を広く普及させるためには、当該成果を利用する可能性のある事業者、農林水産業者等に対して、当該成果を分かりやすく、広く周知していただく必要があるため、このための計画も含めること。委託先選定の際には、当該計画の内容についても審査の対象とする。
- c. 研究成果が速やかに社会実装されるよう、民間企業等の研究グループへの参画又は当該民間企業等との間で実用化に向けた話し合いが進んでいること、地方自治体等の参画を得て事業化に向けた連携体制を構築していることを応募書類に明記することを応募の条件とする。
- d. 有機物残渣等を次世代化学産業の原料生産に活用する技術を開発する内容については、B(2)('データ駆動型育種'推進のための技術開発等)の課題と出口が関連しているため、課

題 B と連携することとする。

- e. コンソーシアムの研究責任者となった場合は当該コンソーシアムに加え、研究開発項目 C の他のコンソーシアムの研究を統括する役割を PD が与える場合がある。

## D. バイオ・デジタル融合イノベーションを創出する研究開発基盤の構築

### 1. 事業概要

バイオとデジタルの融合によるイノベーション創出の基盤となる「情報」「モノ」を提供するための技術開発を行うとともに、バイオテクノロジー利用促進のための調査研究・情報提供等を実施する。これらの基盤は、他の研究開発項目A、B及びCの研究開発においても活用する。

「情報」に関しては、国立研究機関等が保有するバイオ関連データの民間利用を促進するため、産業界のニーズを踏まえて、バイオデータ連携のためのAPI等の開発・構築を行う。

「モノ」に関しては、高機能微生物等の大規模培養・スクリーニングが可能な共通基盤技術を開発し、ハイスループット微生物培養・スクリーニングプラットフォームを構築する。

また、バイオテクノロジー利用の促進のため、バイオテクノロジーに対する国民の理解に関する社会学的調査研究を実施するとともに、最先端のバイオテクノロジーに関する技術・知財・規制等に関する調査とこれらの情報の産業界への提供等を行う。

### 2. 研究開発項目

#### (1) 生物情報ビッグデータ・バイオリソースの民間利用の促進

##### 具体的内容

生物情報の利用に関する産業界のニーズ等についての調査を実施し、その結果を踏まえ、国立研究機関が強力に推進してきたバイオ関連のデータベース(DB)を対象に、先行的にデータ連携のためのAPIの開発を進めるとともに、複数のDBのデータを統合的にAI等を用いて解析するアプリケーションを開発する。これらにより、AI解析機能を備えたバイオDB連携・統合利用システム(統合DB群)を構築する。また、本SIP課題で構築されるバイオ関連のDBについても、統合DB群での利用を可能とするため、APIの開発及びデータの標準化を行う。加えて、ブロックチェーン技術等のセキュリティ基盤の確立とデータ提供に向けた仕組み作りを行うことでバイオ企業からの前競争領域データの共有化を促し、イノベーションをさらに加速させる。また、新たに我が国の強みとする分野の開拓のために、統合DB群からデータを効果的に取得し、AI等の解析に利用しやすくする基盤環境整備を行う。基盤環境整備が行われる統合DB群にはオープン・クローズシステムを導入し、一般に開放するデータならびにユーザーフォーラムに開放されるデータに層別化する。こうしたバイオデータベースの統合化の取組を加速化するとともにそれらの活用促進を通じてバイオ・デジタル連携拠点の整備・構築に向けた取組みを推進する。

また、民間企業・研究機関・大学のそれぞれの技術・ノウハウの強みを活かしながら、小型化した微生物の高速分離・培養・スクリーニング技術を開発する。マイクロ流路やマイクロ基盤を用いた培養手法を確立することによって、従来であれば寒天培養プレート1000枚を要した作業を極めて小型化した装置で実現することが可能となる。こうした技術を用いて、高機能微生物・消化管微生物・植物生育促進微生物等の大規模培養・スクリーニングを可能とするプラットフォームを構築する。これにより、新機能微生物の発見・大規模生物資源コレクションが可能となる。得られた微生物資源、微生物のうち、有用なものについては、遺伝子情報、機能情報をデータ化し、並行し

て進める統合DB群に格納して利活用促進を図る。

### 達成目標

#### - 中間目標(3年)

・バイオデータ連携のためのAPI等を開発し、AI解析機能を備えたバイオDB連携・統合利用システム(統合DB群)を構築する。生物資源の高効率探索技術を確立し、国有生物資源の獲得と生物情報のデータ化を行う。

#### - 最終目標(5年)

・企業ニーズに応じた生物情報、バイオ素材情報のデータベースを提供するとともに、企業ニーズに応じた生物資源を整備し、バイオデータと生物資源の民間利活用に向けた取組を推進する。

### 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算は約束されるものではない。

### 平成30年度委託研究経費限度額

185,000千円

### その他の留意事項

- a. 初年度に、企業ニーズと国立研究開発機関が保有するバイオ関連データの状況等を踏まえ、どのようなAPIの開発や統合利用システム(統合DB群)が必要なかを明らかにし、P/D及びSIP「スマートバイオ産業・農業基盤技術推進委員会」の承認を得ること。
- b. 本取組の実施に当たっては、研究開発項目A、B、Cとの密接な連携の下に実施することとする。すなわち研究開発項目A、B、Cとの間でAPIを通じたデータ連携を行う、または研究開発項目A、B、Cから提供されるデータをオープン・クローズシステムの下、層別化し格納し、その積極的な活用を促すこと。
- c. 研究開発項目A、B、Cに参画する企業から前競争領域データの供出があった場合、そのデータも統合DB群に格納し、bに記した方法と同様の方法で積極的な活用を促すこと。

## (2) バイオテクノロジーに関する国民理解、技術動向等の調査研究等

### 具体的内容

これまでのバイオテクノロジーや他の科学技術の社会受容に関する調査研究等を踏まえ、バイオテクノロジー利用について、消費者、生産者、実需者やメディアなどの多様なステークホルダーに正確で分かりやすい情報を提供し、理解を促進するための効果的なコミュニケーション手法等を開発・提案し、コミュニケーションの実践やメディア等への情報発信を通じて、バイオテクノロジーに関する国民理解の促進のための取組を行う。

また、最先端のバイオテクノロジーに関する技術・知的財産・規制等の動向について調査・整

理し、ベンチャー企業をはじめ、産業界がバイオテクノロジーの開発・利用に取り組む上で有用な情報を提供・共有するウェブサイトの構築・運営等を行う。

### 達成目標

#### - 中間目標(3年)

- ・消費者や多様なステークホルダーの理解・関与を効果的に得るためのコミュニケーション手法等を開発し、その効果について検証する。
- ・国内外における先進バイオ技術や関連規制・知財等の実態調査等を実施する。また、情報共有のためのウェブサイトのプロトタイプを構築する。

#### - 最終目標(5年)

- ・開発したコミュニケーション手法による国民理解を促進するための取組を実施するとともに、継続的な実施体制を構築する。
- ・最先端のバイオテクノロジーに関する技術・知的財産・規制等の動向に関する情報共有サイトを構築するとともに、継続的な運営体制を整備する。

### 研究開発期間

2018年11月から2023年3月末までの予定。ただし、毎年度評価を行い、配分額を決めるため、後年度の予算は約束されるものではない。

### 平成30年度委託研究経費限度額

30,000千円

### その他の留意事項

- a. 上記の具体的内容を実施するにあたり、研究開発項目B(2)「「データ駆動型育種」推進のための技術開発等」との連携の下、実施することとする。
- b. サイエンスコミュニケーションの経験豊富な学識経験者、広告・宣伝分野の専門家もしくは企業等を参画させること。(本研究開発項目でのコミュニケーション手法の開発においては、メディアを通じた情報発信等の取組を含むことが望ましい。)



## 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について

### 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付 審査 採択 採択課題管理 成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

#### （1）ポータルサイトへのアクセス方法

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイトへアクセスするには、Webブラウザで「<http://www.e-rad.go.jp/>」にアクセスします。ポータルサイトでは、本システムに関する最新の情報を掲載しています。また、本システムへは、ポータルサイトからログインします。

#### （2）システムの利用時間及び操作方法等に関するお問い合わせ先

システムの利用時間：平日、休日ともに00：00 - 24：00

ヘルプデスク電話番号：0570 - 066 - 877

03 - 6631 - 0622（直通）

ヘルプデスク受付時間：平日9：00 - 18：00

### 2 応募受付期間について

平成30年7月25日（水）～平成30年8月27日（月）12：00

### 3 システム利用に当たっての事前準備について

代表機関及び共同研究機関の事務担当者は、ポータルサイトの「新規登録の方法」に従って、研究機関の登録申請及び所属研究者の登録を行います（既に登録済みの場合には、申請及び登録を行う必要はありません。）。

所属研究者の登録は、本研究を実施する全ての研究者について行います。

研究機関の登録は、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請を行ってください。

### 4 提案書の作成について

#### （1）応募要領及び申請様式（応募情報ファイル）のダウンロード

提案者は、生研支援センターのウェブサイト又はポータルサイトの「公募一覧」から応募要領及び申請様式（提案書（様式））をダウンロードし、応募要領に従って提案書（本要領12の（11）の に記載しているデータマネジメントプランを含む。以下同じ。）を作成します。

## ( 2 ) 提案書の P D F ファイルの作成

e-Rad若しくはスキャナー等で P D F 形式のファイルに変換してください ( 1 0 M B 以内。白黒でも可。 )。

## 5 応募情報の登録について

### ( 1 ) 応募情報の登録の事前準備

システムへの応募情報の入力の際には、次のものを用意します。

システムの「研究者向けマニュアル

( [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) ) 」及び本資料

提案書と提案書の P D F ファイル

各研究者のシステムに登録済みの研究者番号

各研究者の平成 3 0 ( 2 0 1 8 ) 年度、平成 3 1 ( 2 0 1 9 ) 年度、2 0 2 0 年度、2 0 2 1 年度及び 2 0 2 2 年度の予算額 ( 直接経費 ( 総額 ) 及び間接経費 ( 総額 ) )

### ( 2 ) 応募情報の入力手順

応募情報の入力は、代表機関の研究代表者がポータルサイトへログインし、応募課題を検索して応募情報を入力します ( 共同研究機関の研究実施責任者等に入力をさせることもできます。 )。システムでの公募名は、「戦略的イノベーション創出プログラム ( スマートバイオ産業・農業基盤技術 ) 」です。なお、システムの操作手順の詳細は、「研究者向けマニュアル」を御覧ください。

### ( 3 ) 応募情報の提出及び承認について

応募情報を入力した提案者は、内容に誤りがないことを確認し、応募情報を提出します。正しく提出が行われると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示され、応募課題の情報が研究機関の事務担当者に対して提出されます。

生研支援センターへ応募情報を提出するには、代表機関の事務代表者の「承認」が必要です。代表機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に終わらせないと、生研支援センターへ応募情報を提出したことにはなりませんので、十分に御注意ください。承認については、「研究機関事務代表者向けマニュアル」

( [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) ) を御覧ください。

## 6 その他

### ( 1 ) 提出した応募情報の修正等

応募受付期間中であれば、生研支援センターへ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報の提出及び代表機関の事務代表者による承認をする必要があります。

応募受付期間終了間際には、ヘルプデスクにつながりにくくなることが予想されます。また、システムは、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

ます。

ポータルサイトの「システム管理者からのお知らせ」を御確認のうえ、余裕を持って応募情報の入力等を行ってください。

( 2 ) 応募受付期間終了後の連絡体制

代表機関の研究代表者は、応募の内容について生研支援センターの担当者から問合せを行う場合がありますので、応募受付期間終了後、1週間程度は確実に連絡が取れるようにしてください。



**(提出に当たって本ページは削除すること)**

試験研究計画提案書は、以下の構成となっております。

包括提案型、技術提案型のいずれも【必須】となっている様式は必ず提出すること。

本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」で行います。必要な様式を全てe-Rad システムにて提出すること。

「戦略的イノベーション創造プログラム」 (スマートバイオ産業・農業基盤技術)		
・様式	表紙	【必須】
・様式 1 - 1	試験研究計画概要図	【必須】
・様式 1 - 2	試験研究計画のポイント	【必須】
・様式 1 - 3	研究グループの構成	【必須】
・様式 1 - 4	試験研究計画の実施体制図 (研究グループの関係図)	【必須】
・様式 2 - 1	試験研究計画の内容	【必須】
・様式 2 - 2	参画機関の特許権等への取組状況	【必須】
・様式 2 - 3	経理事務体制について	【必須】

試験研究計画提案書作成に当たっては、必ず下記の資料をご一読願います。

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」による応募手続きについて(別紙1)

戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）」  
に係る契約方式について（別紙３）

（提出に当たって本ページは削除すること。）

「戦略的イノベーション創造プログラム」  
(スマートバイオ産業・農業基盤技術)

試験研究計画提案書

包括提案型	技術提案型
-------	-------

どちらかに 印を付けること。

<b>研究開発項目 (いずれかに をつけてくださ い)</b>	-	A. 健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな健康システムの確立
	-	B. 多様なデータの利活用による農林水産業・食品産業の生産性革命・競争力の強化
		生産から流通・消費までのデータ連携により最適化を可能とするスマートフードチェーンの構築
	-	「データ駆動型育種」推進のための技術開発等
		)「データ駆動型育種」の構築とその活用による新価値農作物品種の開発
		)ゲノム情報等の活用による農作物育種の効率化に貢献する精密ゲノム編集技術等の開発
		)農業環境エンジニアリングシステムの構築と植物・微生物共生を活用した営農法等の開発
	-	C. 「生物機能を活用したものづくり」による持続可能な成長社会の実現
	-	生物機能設計に基づく新規バイオ素材・高機能品等生産技術の開発
		)革新的バイオ素材・高機能品等の機能設計技術及び生産技術開発
		)生物機能を活用した革新的バイオ素材・高機能品等の生産システムの開発・実用化
	-	バイオ素材等サプライチェーンのボトルネックを解消する技術の開発
		)スマートセル産業を支えるサプライチェーン関連技術の高度化・実証研究
		)農林水産業系未利用資源を活用した次世代化学産業基幹技術の開発
	-	D. バイオ・デジタル融合イノベーションを創出する研究開発基盤の構築
	生物情報ビッグデータ・バイオリソースの民間利用の促進	
	バイオテクノロジーに関する国民理解、技術動向等の調査研究等	

研究機関名(研究グループの場合は代表研究機関名)					
試験研究計画名					
研究実施期間	2018年度～20 年度				
必要経費(総額)の見込 (単位:千円)					
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	計
研究代表者(研究グループの場合は代表研究機関の研究代表者)					
(フリガナ) 研究代表者名				役職	
所属機関・部署名					
経理責任者(研究グループの場合は代表研究機関の経理責任者)					
(フリガナ) 経理責任者名				役職	
所属機関・部署名					

: 各年度の必要経費(総額)は、公募要領4の(3)に定める委託経費の各年度の見込額(総額)を記載してください。公募要領5に定める民間投資は含みません。

様式 1 - 1 【試験研究計画概要図】 A 4 用紙 1 枚 (縦・横いずれでも可)

試験研究計画名	
---------	--

この研究内容の理解を容易にする図等を添付してください。

様式 1 - 2 【試験研究計画のポイント】 A 4用紙 1枚  
各項目について文字数厳守で簡潔に記載してください。

解決すべき技術的課題	(100文字以内厳守)

試験研究計画の内容(概要)	(200文字以内厳守)

試験研究計画の達成目標	(100文字以内厳守)

技術的な優位性	(100文字以内厳守)

提案する試験研究計画の実現可能性、 継続的に研究を行う体制	(100文字以内厳守)

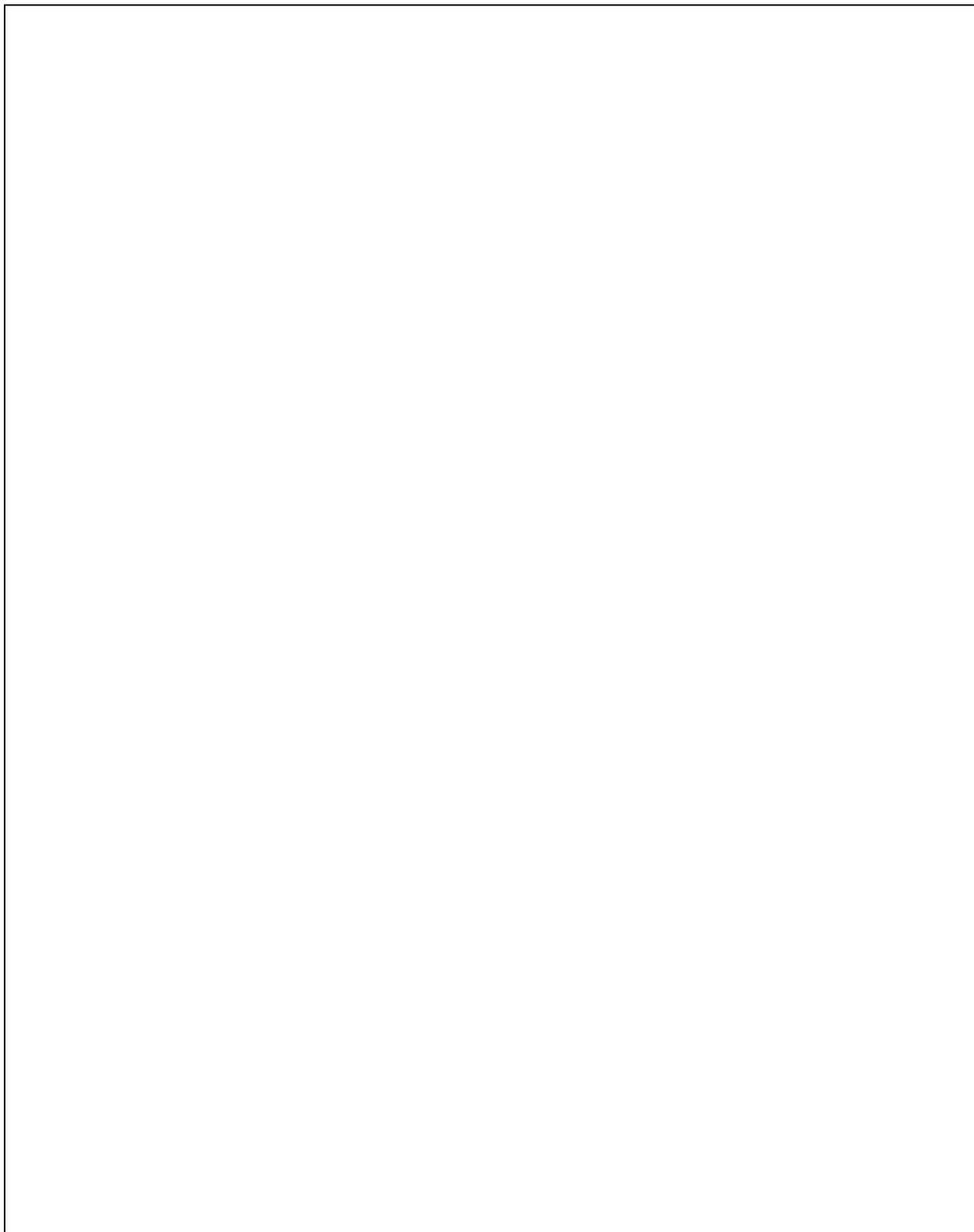
様式 1 - 3 【研究グループ<sup>1</sup>の構成】

-	機 関 名 ( 支 所 等 名 ま で)	メンバーと する理由、 主な役割 <sup>2</sup>	研究費の見込額 <sup>3</sup> (千円)				
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度 (合計 <sup>4</sup> )
代表 研究 機関							( )
共 同 研 究 機 関							( )
							( )
							( )
							( )
							( )
合 計							

(必要に応じて行を追加・削除)

- 注) 1. 単独機関による研究の場合は、代表研究機関の欄に記入してください。
2. 研究グループによる研究の場合は、その共同研究機関をメンバーとする理由及び役割分担を簡潔に記載してください。
3. 各年度の研究費の見込額には、公募要領4の(3)に定める委託経費の各年度の見込額を記載してください。公募要領5に定める民間投資は含みません。
4. 2018年度から2022年度までの研究費の見込額を合計した額を( )書きで記載してください。

様式 1 - 4 【試験研究計画の実施体制図（研究グループの関係図）】 A 4 用紙 1 枚



- (注 1) 各研究機関等ごとに、研究実施場所（都道府県名、海外の場合は国名）及び試験研究計画の内容（様式 2 - 1 の 1（3）の表に記載の研究項目）を記載してください。試験研究計画の内容には、公募要領 5 に定める民間投資による取組を含みます。
- (注 2) 本事業による委託研究を受託せずに、試験研究計画の実施に協力する研究機関等（協力機関）がある場合は、そのことが分かるように記載してください。
- (注 3) 民間企業（協力機関を含む）については、そのことが分かるように記載してください。

## 様式 2 - 1 【試験研究計画の内容】

対象研究領域	表紙様式の研究開発項目の中から該当する記号を記入してください。		
研究開発項目			
試験研究計画名			
研究グループ名 及び代表研究機関名		研究 代表者名	
試験研究の実施期間	2018年度～ 年度（ 年間）		

### 1. 試験研究計画の具体的内容

#### (1) 試験研究計画の達成目標

本課題「スマートバイオ産業・農業基盤技術」の趣旨（コンセプト）、当該提案に係る研究開発項目（公募要領の別添1～4に定める各研究開発項目。以下単に「研究開発項目」という。）の達成目標を踏まえ、本事業による委託研究事業の受託及び公募要領5に定める民間投資（以下単に「民間投資」という。）その他の方法により実現を目指す達成目標を、年度ごとに可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載してください（「が可能なこと。」「式であること。」「については以上であること。」「個以上についてする。」）。

また、開発技術の成熟度を客観的にあらわす指標であるTRL（Technology Readiness Level。8段階に区分。各段階の内容は下表を参照。）を、「スマートバイオ産業・農業基盤技術研究開発計画」の工程表に記載されているTRLを踏まえ、年度ごとに記載してください。

あわせて、上記の達成目標とTRLについては、その設定理由や設定が妥当である理由（具体的データ等）を記載してください。

表：開発技術の成熟度（TRL）

TRL	内容
8	製品の製作と販売
7	製品候補の製作と導入環境での実証
6	実証システムの導入環境に近い形での実証
5	全てを統合した実証システム（実証用試作品の製作）
4	各開発要素の製作と動作確認
3	製品化構想（創案・調査・予備試験・設計など）
2	応用可能性の確認
1	基本原理の確認

#### (2) 試験研究計画の内容

本課題「スマートバイオ産業・農業基盤技術」の趣旨（コンセプト）（1）に記載の達成目標、当該提案に係る研究開発項目における「具体的内容」及び「その他の留意事項」を踏まえ、委託研究の受託及び民間投資その他の方法により実施する試験研究の内容について、具体的に記載してください。

特に、達成目標を実現するブレイクスルーとなる科学的エビデンスや技術等について、その内容、獲得に向けた道筋を分かりやすく記載してください。

また、「その他の留意事項」において審査の対象とされた取組も記載するとともに、民間投資その他の方法による取組については、それぞれの内容が明らかになるよう記載してください。

この他、委託研究を受託せずに、試験研究計画の実施に協力する研究機関等（協力機関）

がいる場合は、協力機関の取組内容についても明らかになるよう記載してください。

### (3) 試験研究計画の構成及び年次計画

(1) 及び (2) で記載の達成目標及び試験研究計画の内容について、各年度及び研究グループの参画機関ごとに、分かりやすく記載してください。

また、試験研究計画を構成する個々の研究項目をどのような手順で行い、各年度にどの程度の委託経費が必要と見込まれるか、さらに、公募要領5に定める民間投資による取組がある場合は各年度にどの程度の民間投資が見込まれるかを、以下の一覧表にあわせて記載してください。

研究項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
1. における の確立 (1) . . . . . の解析 (2) . . . . . の開発 (3) . . . . . の試作	(1) . . . . . の解析 ( 大学 学部 )	(2) . . . . . の開発 ( 県 試験 )	(3) . . . . . の試作 ( (国研) 機構 )		
2. における の開発 (1) . . . . . の解明 (2) . . . . . の開発	(1) . . . . . の解明 ( 大学 学部 )	(2) . . . . . の開発 ( 株式会社 )			
委託経費 (千円) a	,	,	,	,	,
民間投資 (千円) b	,	,	,	,	,
b / (a + b) (%)					

注1) 委託経費は、公募要領4の(3)に定める委託経費の見込額を記載してください。

注2) 民間投資の額は、当該提案において委託研究の実施を希望する民間企業又は協力機関として参画を希望する民間企業がある場合に公募要領5に定めるところにより算定される見込額を記載してください。

「スマートバイオ産業・農業基盤技術研究開発計画」の工程表に、公募の段階において望ましいと考えている各年度の民間投資の割合 ( b / ( a + b ) ) を記載しております。民間投資の見込額を検討する際の参考にしてください。なお、民間投資は、本事業による委託研究事業を受託するに際して受託者である民間企業や協力機関として参画する民間企業の方に課される義務ではありません。

ただし、各年度の民間投資の状況は、S I P各課題のガバニングボード ( G B ) による年度末評価の評価項目の一つであり、評価結果は次年度のS I P各課題の計画等に反映されることから、委託研究の受託者又は協力機関として参画する民間企業は、研究開発の着実な推進、成果の事業化・実用化、普及に向け、自らの負担による投資にも努めてください。

## 2. 試験研究計画を遂行するための技術能力、設備

### (1) 当該提案に有用な研究開発実績

当該提案内容に関する国内外の状況、その中での応募者の当該提案に係る試験研究又はその円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置付け等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを、携わる全ての研究機関について記載してください。

なお、関連の特許や論文等の一覧は別紙で記載していただいても結構です。

### (2) 当該提案に使用する予定の設備等の保有状況

当該提案に係る試験研究計画を実施するに当たって使用する予定の主な設備等の保有状況とその用途を記載してください。

### 3. 研究機関相互の連携

包括提案型研究にあっては、研究グループに参画する研究機関がどのように連携し、個々の研究課題がどのように相乗効果を発揮するのか、を具体的に記載してください。

また、本委託事業を受託せずに、試験研究計画の実施に協力する研究機関等（協力機関）がある場合は、研究グループに参画する研究機関と協力機関が具体的にどのように連携し、どのように相乗効果を発揮するのか、をあわせて記載してください。

### 4. 試験研究計画を構成する研究項目別の予算配分

試験研究計画を構成する研究項目別の予算（本委託事業の実施に要する経費に充当される国費）配分に当たっての考え方、また、限られた予算を効率的に使用して試験研究を進めるための工夫等について、各研究項目の内容を踏まえながら記載してください。

### 5. 研究開発された成果の実用化・事業化、普及に向けた出口戦略

本課題「スマートバイオ産業・農業基盤技術」の趣旨（コンセプト）を踏まえ、試験研究計画の期間中及び終了後、試験研究計画の実施によって得られた成果の実用化・事業化、普及に向け、どのような戦略（出口戦略）をもって取り組むか、民間投資、知財の取扱い及び当該提案に係る研究開発項目の「その他留意事項」において審査の対象とされた取組がある場合は当該取組を含めて記載してください。

### 6. 研究開発の実績等

#### (1) 現に実施又は応募している公的資金による研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による研究開発がある場合には、今回応募する研究代表者のほか、代表研究機関及び共同研究機関の研究員ごとに、制度名、試験研究計画名、実施期間及び予算額を記載してください。また、当該提案に係る試験研究計画と関連する場合は、その研究の成果又は内容を簡潔に記載するとともに、本委託事業で実施を希望する試験研究の内容と明確に区別できることを記載してください。

#### (記載例)

研究代表者名（所属機関）

費（省）「・・・に関する技術開発」（2013～2017）

助成費（省）「・・・に関する研究」（申請中）（2018～2020）

共同研究機関の研究員（所属機関）

#### (2) 共同研究機関のグループとしてのこれまでの活動状況

試験研究計画に応募するに当たって、共同研究機関のグループ（完全に同じ研究実施体制でなくても結構です。）としてのこれまでの活動状況（産学官連携に関する研究会、検討会への参画、他機関との共同研究実績等）があれば、簡潔に記載してください。

#### (3) 現に実施し、又はこれから並行して実施する予定の自己資金による研究開発

自己資金により現に実施し、又は本委託事業を受託した後に自己資金により実施する予定の研究開発がある場合は、本委託事業の受託により実施を希望する試験研究と経理を明確に区別できることを記載してください。

### 7. 契約書に関する合意

生研支援センターから提示された委託契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、以下の文章を記載してください。

「  
（代表者氏名）」は、試験研究計画「  
の研究」の契約に際し、生研支  
援センターより提示された委託契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存  
がないことを確認した上で、提案書を提出します。

8. 各研究機関等の研究費の詳細見込額

研究グループ名： \_\_\_\_\_

(1) 各年度別経費内訳 (単位：千円)

大項目	中項目	所要見込額 (千円)					備 考
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
直接経費							1～4の計
1. 物品費	設備備品費						(2)設備備品費に内訳を記載
	消耗品費						
2. 人件費・謝金	人件費						(3)人件費の内訳を記載
	謝金						
3. 旅費	旅費						注2を参照してください
4. その他	外注費						
	その他						
	消費税相当額						注3を参照してください
間接経費 (直接経費の30%以内)							注4を参照してください
合 計 ( + )							注5を参照してください

参画する全ての共同研究機関の経費 (直接経費・間接経費) を合計した金額を記載して下さい。

(2) 設備備品費の内訳 (単位：千円) 注：(5)の試作品等を除く

設備備品名 (メ-カ-名・規格等を併記)	数量 (単位)	単価	金 額	使用目的及び必要性	設置部署
(2018年度)					

(2019年度)					
(2020年度)					
(2021年度)					
(2022年度)					

- 1 (2) は、公募要領4の(3)の委託経費に計上する物品費のうち設備備品費を記載してください。
- 2 (1) 各年度別経費内訳表の「1. 物品費のうち設備備品費」欄に計上した設備備品費の内訳を記載してください。
- 3 委託研究に使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、リース等で経費を抑えられる場合は、経済性の観点から可能な限りリース等で対応してください。その際、ファイナンスリースの場合は、リース期間を耐用年数と同期間とし、委託研究の研究実施期間を超えるリース期間については、自費での契約としてください。本来ならば、設備備品のリース物品は借料・損料で計上しますが、ここでは(2)設備備品費の内訳としてリース物品等と分かるように記載してください。複数取得する場合は、購入数量(単位)が複数必要な理由も記載してください。
- 4 設備備品費は、原則、初年度に計上してください。また、計上していない設備備品の購入は、原則、認められません。
- 5 汎用性の高い備品(パソコン、フリーザー等)は計上できません。
- 6 必要性が認められない場合、申請額は削減されます。

### (3) 人件費の内訳(単位:千円)

	人数	期間 (月)	金額	業務内容	配属先
( 年度)					
( 年度)					
( 年度)					
( 年度)					
( 年度)					

複数の使用を計画している場合は適宜行を挿入し、必要事項を記載してください。

### (4) 外注費(1件当たり100万円以上)の内訳(単位:千円)注:(5)の試作品等を除く

件名	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	備考
(2018年度)					
(2019年度)					
(2020年度)					

(2021 年度)					
(2022 年度)					

- 1 公募要領4の(3)の委託経費に計上するその他のうち外注費を記載してください。
- 2 1件当たり100万円以上の外注費(・データ分析・賃貸借等)を計画している場合に記載してください。
- 3 単価等の金額の根拠となる積算の詳細を記載してください。
- 4 数量(単位)が複数ある場合は、複数必要な理由も記載してください。
- 5 必要な場合は適宜行を挿入し、必要事項を記載してください。
- 6 必要性が認められない場合、申請額は削減されます。

**(5) 試作品費等の内訳(単位:千円)**

試作品等名 (仕様等を併記)	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署
(2018 年度)					
(2019 年度)					
(2020 年度)					
(2021 年度)					
(2022 年度)					

- 1 「物品費」または「その他」の所要額のうち、試作に係る経費を記載してください。
- 2 また、それに係る経費の内訳を公募要領4の(3)「委託経費の対象となる経費」に従って記載した資料を別途提出するとともに、経費の積算に係る資料も提出してください。

(注1)各所要額は、消費税(8%)込みで記載してください。

(注2)外国での研究等を予定している場合は、備考欄に外国旅費の見積額を記載してください(記載例 2018 年度外国旅費 千円)。また、どのような研究をどの国で行う必要があるのか、様式2-1の1(3)の「試験研究計画の構成及び年次計画」に具体的に記載してください。

(注3)消費税等相当額は、消費税課税事業者のみ消費税相当額を計上し、直接経費のうち非課税取引・不課税取引・免税取引に係る8%に相当する額を計上してください。具体的には、「3.人件費・謝金」の8%に相当する額を計上してください(人件費のうち派遣業者からの派遣研究員に係る経費は課税対象経費のため対象外)。また、「3.人件費・謝金」以外に非課税・不課税・免税取引を予定する場合は、把握できる範囲で計上してください。

地方公共団体・免税事業者の非課税団体等については計上できません(所要額欄に「-」を記載する)。

(注4)間接経費は、構成員毎に作成した各年度別経費内訳の合計を記載して下さい。

(注5)合計(+ )欄は、試験研究計画提案書1頁の「必要経費(総額)」と一致させること。

**各構成員名：**

**(1) 各年度別経費内訳 (単位：千円)**

大項目	中項目	所要見込額 (千円)					備 考
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
直接経費							1～4の計
1. 物品費	設備備品費						(2)設備備品費に内訳を記載
	消耗品費						
2. 人件費・謝金	人件費						(3)人件費に内訳を記載
	謝金						
3. 旅費	旅費						注2を参照してください
4. その他	外注費						
	その他						
	消費税相当額						注3を参照してください
間接経費 (直接経費の30%以内)							注4を参照してください
合 計 ( + )							

**(2) 設備備品費の内訳 (単位：千円) 注:(5)の試作品等を除く**

機械・備品名 (メ-カ-名・規格等を併記)	数量 (単位)	単価	金 額	使用目的及び必要性	設置部署
(2018年度)					
(2019年度)					
(2020年度)					

(2021 年度)					
(2022 年度)					

- 1 (2) は、公募要領 4 の (3) の委託経費に計上する物品費のうち設備備品費を記載してください。
- 2 (1) 各年度別経費内訳表の「1. 物品費のうち設備備品費」欄に計上した設備備品費の内訳を記載してください。
- 3 委託研究に使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が 10 万円以上の物品とします。ただし、リース等で経費を抑えられる場合は、経済性の観点から可能な限りリース等に対応してください。その際、ファイナンスリースの場合は、リース期間を耐用年数と同期間とし、委託研究の研究実施期間を超えるリース期間については、自費での契約としてください。本来ならば、設備備品のリース物品は借料・損料で計上しますが、ここでは (2) 設備備品費の内訳としてリース物品等と分かるように記載してください。複数取得する場合は、購入数量(単位)が複数必要な理由も記載してください。
- 4 設備備品費は、原則、初年度に計上してください。また、計上していない設備備品の購入は、原則、認められません。
- 5 汎用性の高い備品(パソコン、フリーザー等)は計上できません。
- 6 必要性が認められない場合、申請額は削減されます。

**(3) 人件費の内訳(単位: 千円)**

	人数	期間 (月)	金額	業務内容	配属先
( 年度)					
( 年度)					
( 年度) .....					
( 年度)					
( 年度)					

複数の使用を計画している場合は適宜行を挿入し、必要事項を記載してください。

**(4) 外注費(1 件当たり 100 万円以上)の内訳(単位: 千円)注:(5) の試作品等を除く**

件名	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	備考
(2018 年度)					
(2019 年度)					
(2020 年度)					
(2021 年度)					

(2022年度)					
----------	--	--	--	--	--

- 1 公募要領4の(3)の委託経費に計上する外注費を記載してください。
- 2 1件当たり100万円以上の外注費(データ分析・賃貸借等)を計画している場合に記載してください。
- 3 単価等の金額の根拠となる積算の詳細を記載してください。
- 4 数量(単位)が複数ある場合は、複数必要な理由も記載してください。
- 5 必要な場合は適宜行を挿入し、必要事項を記載してください。
- 6 必要性が認められない場合、申請額は削減されます。

**(5) 試作品費等の内訳(単位:千円)**

試作品等名 (仕様等を併記)	数量 (単位)	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署
(2018年度)					
(2019年度)					
(2020年度)					
(2021年度)					
(2022年度)					

- 1 「物品費」または「その他」の所要額のうち、試作に係る経費を記載してください。
- 2 また、それに係る経費の内訳を公募要領4の(3)「委託経費の対象となる経費」に従って記載した資料を別途提出するとともに、経費の積算に係る資料も提出してください。

(注1) 各所要額は、消費税(8%)込みで記載してください。

(注2) 外国での研究等を予定している場合は、備考欄に外国旅費の見積額を記載してください(記載例 2018年度外国旅費 千円)。また、どのような研究をどの国で行う必要があるのか、様式2-1の1の(3)の「試験研究計画の構成及び年次計画」に具体的に記載してください。

(注3) 消費税等相当額は、消費税課税事業者のみ消費税相当額を計上し、直接経費のうち非課税取引・不課税取引・免税取引に係る8%に相当する額を計上してください。具体的には、「3.人件費・謝金」の8%に相当する額を計上してください(人件費のうち派遣業者からの派遣研究員に係る経費は課税対象経費のため対象外)。また、「3.人件費・謝金」以外に非課税・不課税・免税取引を予定する場合は、把握できる範囲で計上してください。

なお、地方公共団体・免税事業者の非課税団体等については計上できません(所要額欄に「-」を記載する)。

(注4) 間接経費は、各構成員の直接経費総額の下記割合に相当する額以内で計上してください。

- ・大学等(1) 国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体及び公益法人  
15%(大学等にあつては、委託業務に直接従事する研究室等に必要の間接経費を配分する場合15%加算できます。)
- ・企業(中小企業を除く) 10%
- ・中小企業(2)及び技術研究組合 20%

1 大学等とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校を示します。

2 中小企業とは、中小企業基本法第2条を準用し、以下に定める「主たる事業として営んでいる業種」により契約時の直近の状況において、A又はBのいずれかの基準を満たす法人です。

主たる授業として営んでいる業種（ 1）	A 資本金基準（ 2）	B 従業員基準（ 3）
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 （下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

- 1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規程に基づきます。
- 2 「資本の額又は出資の総額」をいいます。
- 3 「常時使用する従業員の数」を言い、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。ただし、大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が100%の子会社又は孫会社については、みなし大企業として取扱います。

## 9. 民間投資の見込額

	民間企業名	民間投資の見込額（千円）					
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	合計
研究グループの構成員							
協力機関							
年度計							

（必要に応じて行を追加・削除）

- 1 構成員及び協力機関に民間企業が参画している場合、各民間企業について公募要領5に定めるところにより算定される民間投資の見込額を記載してください。「スマートバイオ産業・農業基盤技術研究開発計画」の工程表に、公募の段階において望ましいと考えている各年度の民間投資の割合（民間投資 / (民間投資 + 委託経費)）を記載しております。民間投資の見込額を検討する際の参考にしてください。

（注1）年度計の欄は、1の（3）試験研究計画の構成及び年次計画の表の「民間投資（千円）」と一致させること

（注2）各年度の民間投資は、本事業による委託研究を受託するに際して、委託研究の受託者又は協力機関として参画する民間企業の方に課される義務ではありません。

ただし、各年度の民間投資の状況は、S I P各課題のガバナリングボード（GB）による年度末評価の評価項目の一つであり、評価結果は次年度のS I P各課題の計画等に反映されることから、委託研究の受託者又は協力機関として参画する民間企業は、研究開発の着実な推進、成果の事業化・実用化、普及に向け、自らの負担による投資にも努めてください。

## 10. 参画機関及び研究者情報

### (1) 参画機関の概要

参画機関（代表研究機関を含む）の代表者名、住所等（実際に研究を実施する支所、学部等ごとに作成）

代表 研究 機関	機関名				
	所在地住所	〒 -			
	研究代表者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	部 課		
		TEL	**_****_**** (内線)	FAX	**_****_****
		e-mail		エフォート	(%)
	研究実施責任者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	部 課		
		TEL	**_****_**** (内線)	FAX	**_****_****
		e-mail		エフォート	(%)
	経理統括責任者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	部 課		
		TEL	**_****_**** (内線)	FAX	**_****_****
		e-mail			
	経理責任者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	部 課		
TEL		**_****_**** (内線)	FAX	**_****_****	
e-mail					
業務概要					
従業員数	(人)				
財務状況 (注5～6)	年度	年度	年度	年度	
	当期純利益(千円)				
	資本金(千円)				
	純資産(千円)				

共同 研究 機関	機関名				
	所在地住所	〒 -			
	研究実施責任者	ふりがな氏名		役職名	
		所属	部 課		
		TEL	**_****_**** (内線)	FAX	**_****_****
		e-mail		エフォート	(%)
	経理責任者	ふりがな氏名		役職名	
所属		部 課			

	TEL	**-****-****(内線)		FAX	**-****-****
	e-mail				
	業務概要				
	従業員数	(人)			
	財務状況 (注5～6)	年度	年度	年度	年度
		当期純利益(千円)			
		資本金(千円)			
		純資産(千円)			

- (注1) 代表研究機関及び全ての共同研究機関について研究実施責任者を記載してください。
- (注2) 研究代表者と経理統括責任者、研究実施責任者と経理責任者、経理統括責任者と研究実施責任者は、それぞれ別の者である必要があります。
- (注3) 電話番号、FAX番号、e-mailアドレスは半角文字で記載してください。
- (注4) 共同研究機関が複数ある場合は、様式を追加してください。
- (注5) 財務状況は直近3年間の財務諸表から該当する金額を記入することとし、「貸借対照表」又は「損益計算書」の金額を記入してください。
- (注6) 地方公共団体に関しては、財務状況の記入は不要です。

## (2) 研究者情報

### 研究代表者の経歴等(研究代表者のみ記載)

研究代表者名	
最終学歴	
学位	
主な職歴と研究内容	

### 主な研究論文、著書及び特許の取得(研究代表者・研究分担者すべての者において記載)

氏名	学位	所属・役職	主な研究論文・著書・特許(近年の重要なものを5件以内)

- (提案課題と関連があるものについては をつけること)
- (注) 著者(共著者)に本人及び研究分担者が含まれる場合は名前にアンダーラインを付すこと

様式 2 - 2 【参画機関の特許権等への取組状況】原則 A 4 用紙 1 枚以内・必須

試験研究計画名			
代表研究機関名		研究代表者名	

- ( 1 ) 当該試験研究計画についての、成果の活用に係る方針、指針等の有無
  
- ( 2 ) 各参画機関における職務発明規程の他、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等の有無
  
- ( 3 ) 研究グループにおける特許権等管理指針、ポリシー、規程等の有無
  
- ( 4 ) 各参画機関における特許権等の担当部署や担当官、特許権等に関する問合せ窓口の配置（設置）の有無

**様式 2 - 3 【経理事務体制について】 A 4 用紙 2 枚以内・必須**

試験研究計画名			
代表研究機関名		研究代表者名	

**1 . 区分経理処理が行える会計の仕組みについて**

( 1 ) 現在、区分経理処理が行える会計の仕組みが整備できていますか。  
どちらかに を付してください。

- ・ 現在整備できている
- ・ 現在整備できていない

( 2 ) その内容

**2 . 経理執行体制について**

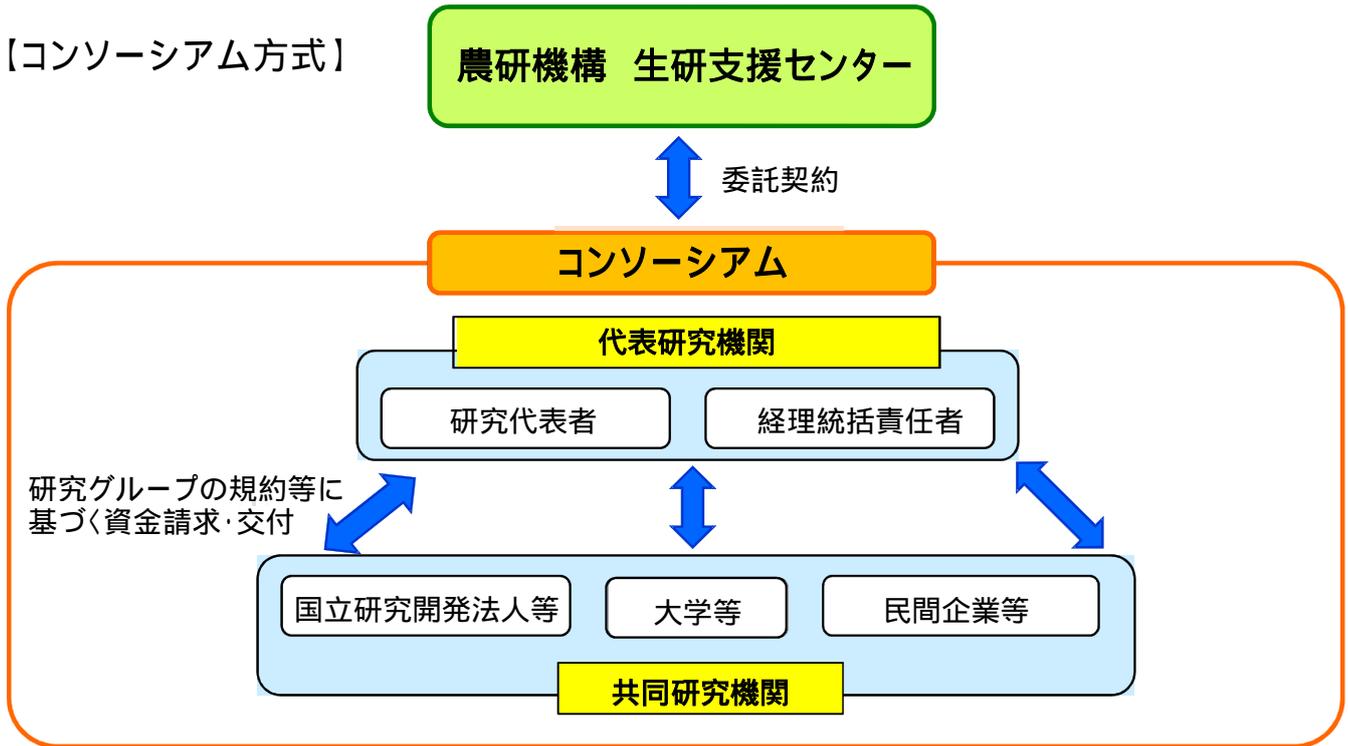
( 1 ) 現在の経理体制・職務内容

( 2 ) 内部牽制について

「戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）」に係る契約方式について

戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）の契約については、農林水産省において行っている契約方式によることとし、研究機関が共同して構成した研究グループの場合、この研究グループ（コンソーシアム）を委託先として、委託契約を締結することとします。

その際の事務の流れは次の1.及び2.のとおりです。



(1) 生研支援センターは、コンソーシアムの代表研究機関と契約します。戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）公募要領「3（4）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件」を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、代表研究機関が中心となって、契約単位としてのコンソーシアムを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行してください。

【コンソーシアムの設立方式】

委託事業を実施すること等について規約を策定し、コンソーシアムを構成する各研究機関の同意を得る方式（規約方式）

委託事業を実施すること等についてコンソーシアムを構成する各研究機関が協定書を交わす方式（協定書方式）

委託事業を実施すること等についてコンソーシアムを構成する各研究機関の間で共同研究契約を締結する方式（共同研究方式）

規約等のひな形は別添のとおりです。

( 2 ) 代表研究機関の主な業務は次のとおりです。

生研支援センターとの委託契約の締結

生研支援センターへの委託事業に係る資金の請求及びその受領

コンソーシアムの構成員（共同研究機関）への資金交付

生研支援センターへの委託契約の変更（中止）申請

委託研究課題に係る研究の企画立案及び進行管理、成果の取りまとめ

コンソーシアムにおける委託事業に係る研究費使用についてのコンプライアンスの確保、研究費の適正な執行管理

知的財産権の研究成果に関し、構成員に特許権等の取得を促すこと

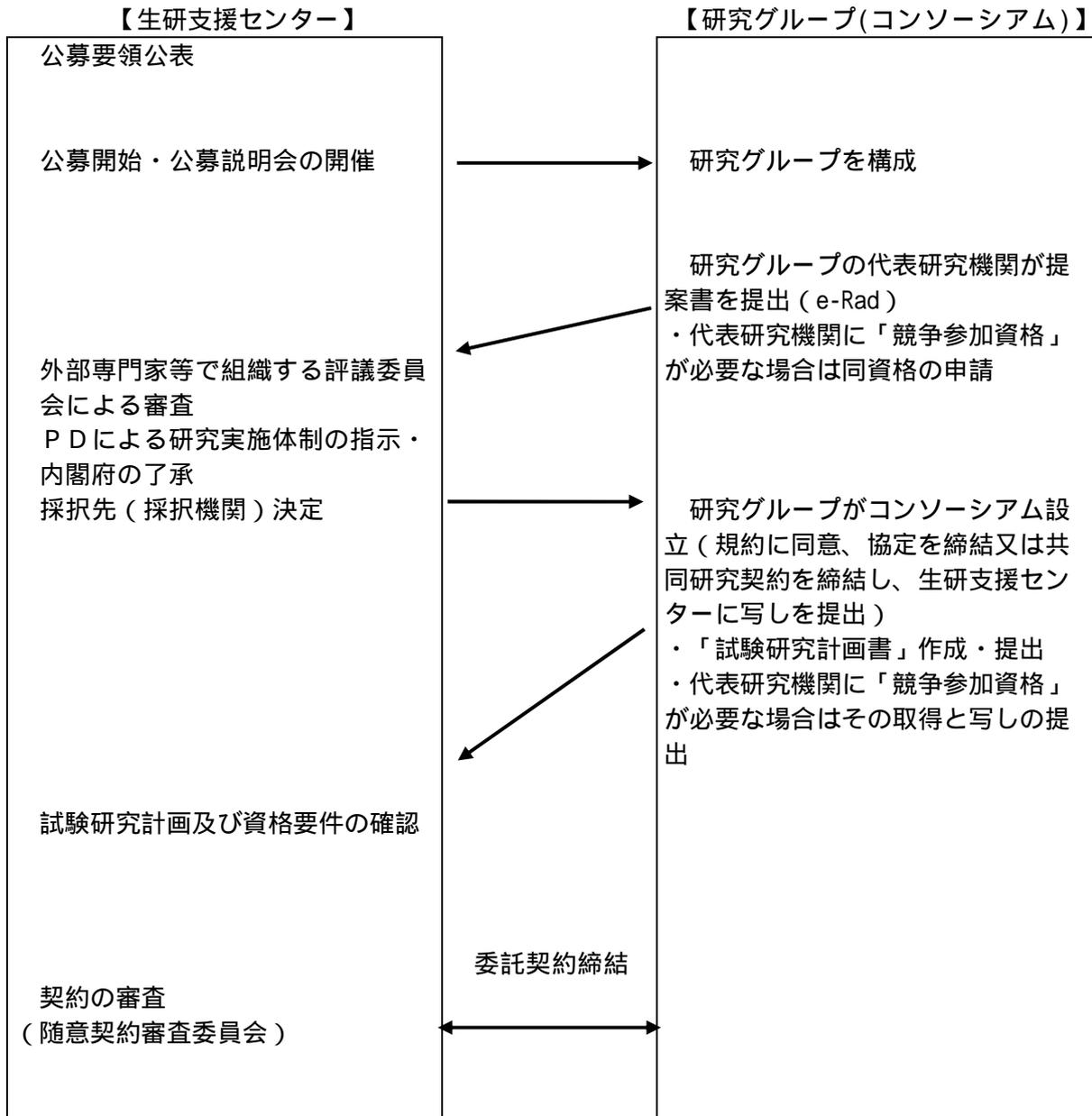
生研支援センターへの研究成果報告書、特許権等出願（ただし、コンソーシアム解散後は各権利者が直接実施）及び許諾に係る事前協議書等委託契約書に基づく各種報告書及び事前協議書の提出

構成員から提出された実績報告書（収支決算、成果の概要、及び民間投資額）の内容確認、取りまとめ、額の確定

生研支援センターへの実績報告書の提出

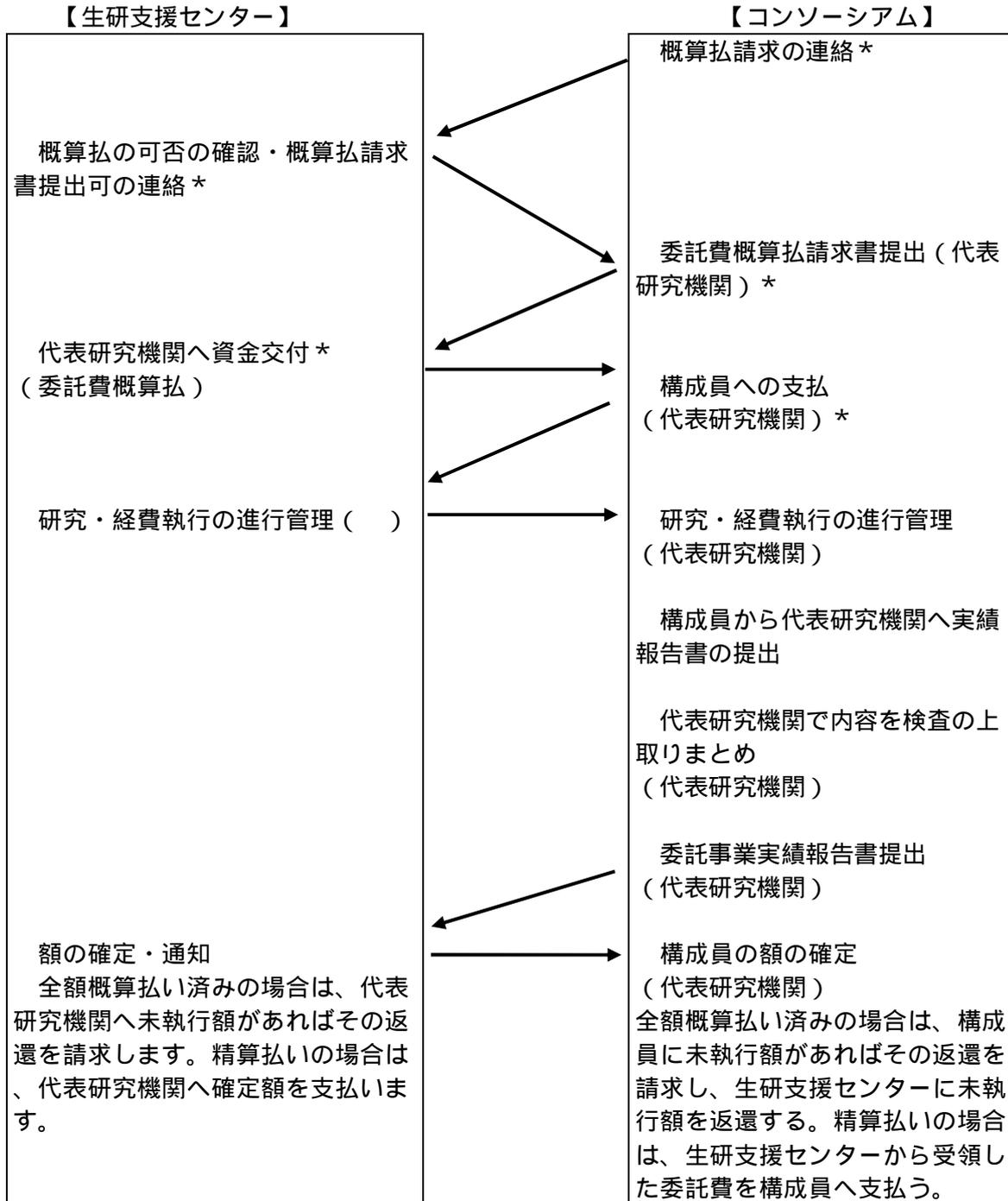
委託事業の成果の普及・活用状況についての追跡調査に係る報告

## 1. 公募から契約締結までの事務の流れ



1. 契約に当たり、生研支援センターの「随意契約審査委員会」で審査を行います。採択の決定後であっても審査に必要な書類の提出を求める場合があります。生研支援センターから提出の指示がありましたら、速やかに提出してください。
2. 委託費の支出の対象となるのは、契約締結日以降に発生した当該研究のための経費です。契約日前に発生した経費は対象となりませんので、ご注意ください。

## 2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）



- 1 生研支援センターは、経費の管理状況を確認するため、研究実施期間中、現地に出向いて実地調査を行うことがあります。
- 2 \*は概算払いの場合のみ行う事務手続きです。

## コンソーシアム規約

平成 年 月 日制定

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)という。

(事務所)

第2条 コンソーシアムは、その主たる事務所を構成員である 県 市 区 所  
在の 研究所内に置く。

(目的)

第3条 コンソーシアムは、××××の開発に向けた研究を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、戦略的イノベーション創出プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)(以下「本研究事業」という。)に関する業務を行う。

2 各構成員による本研究事業の分担は、コンソーシアムが国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長(以下「生研支援センター所長」という。)との間で締結した委託契約書別紙の委託試験研究実施計画書の定めるところによる。

### 第2章 構成員

(構成員)

第5条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 研究所
- 二 大学大学院 研究科
- 三 株式会社 研究所
- 四 農業協同組合××部

(書類及び帳簿の備付け)

第6条 コンソーシアムは、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 本規約及び第18条各号に掲げる規程
- 二 構成員の氏名及び住所(構成員が団体の場合には、その名称、所在地及び代表者の氏名)を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他第18条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

2 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく代表機関にその旨を届け出なければならない。

（地位の譲渡の制限）

第7条 構成員は、全構成員の同意を得ないで、本研究事業に関して当該構成員の有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

（入会）

第8条 コンソーシアムの構成員となろうとする者は、全構成員の同意を得なければならない。

（脱退）

第9条 構成員は、本研究事業が終了するまでの間は脱退することができない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 本研究事業のうち当該構成員自らが実施することとなっている部分の全部が中止又は終了となった場合
- 二 破産手続開始の決定があった場合
- 三 死亡
- 四 前各号に掲げる場合のほか、脱退を要するやむを得ない事由があると代表機関が認めた場合

（除名）

第10条 コンソーシアムは、構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、当該構成員を除名することができる。この場合において、代表機関は、その総会の開催の日の30日前までに、当該構成員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、代表機関に対して弁明する機会を与えるものとする。

- 一 コンソーシアムの事業を妨げ、又はコンソーシアムの名誉をき損する行為をしたとき。
- 二 本規約又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

2 代表機関は、除名の決議があったときは、その旨を当該構成員に通知するものとする。

### 第3章 総会

（総会の開催）

第11条 コンソーシアムの総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会の出席構成員が互選する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 その他代表機関が必要と認めたとき。

( 総会の招集 )

- 第12条 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。
- 2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、代表機関は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

( 総会の議決方法等 )

- 第13条 総会は、全構成員の出席がなければ開くことができず、総会の議事は、全構成員の同意をもって決定する。
- 2 構成員(議長を含む。)は、総会において、各1個の議決権を有する。
  - 3 総会においては、前条第1項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

( 総会の権能 )

- 第14条 総会は、本規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- 一 年度事業実施計画及び収支予算の設定又は変更
  - 二 年度事業成果報告書及び年度事業実績報告書並びに収支決算
  - 三 この規約の変更
  - 四 諸規程の制定及び改廃
  - 五 コンソーシアムの解散
  - 六 構成員の除名
  - 七 本研究事業の実施に関すること
  - 八 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの運営に関する重要な事項

( 書面又は代理人による議決権の行使 )

- 第15条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに代表機関に到達しないときは、無効とする。
  - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を代表機関に提出しなければならない。
  - 4 第13条第1項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

( 議事録 )

- 第16条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
    - 一 開催日時及び開催場所

- 二 構成員の現在数、当該総会に出席した構成員数、前条第4項により当該総会に出席したとみなされた構成員数及び当該総会に出席した構成員の氏名
  - 三 議案
  - 四 議事の経過の概要及びその結果
  - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した構成員のうちから、その総会において選任された議事録署名人が署名捺印しなければならない。
  - 4 議事録は、主たる事務所に備え付けておかなければならない。

#### 第4章 代表機関

(代表機関)

- 第17条 コンソーシアムの業務を執行するため、第2条に定める主たる事務所が置かれる研究所をその代表機関とする。
- 2 代表機関は次条に掲げる業務を行うものとし、同条各号に掲げる業務の執行に当たっては、業務ごとに責任者を置くものとする。
  - 3 代表機関は、委託研究の実施に関し、コンソーシアムを代表して、生研支援センター所長と契約を締結し、自己の名義をもって委託費の請求、受領を行うとともに、他の構成員から実績報告書の提出を求めるなどの権限を有するものとする。

(業務の執行)

- 第18条 コンソーシアムの業務の執行の方法については、本規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。
- 一 コンソーシアム事務処理規程
  - 二 コンソーシアム会計処理規程
  - 三 コンソーシアム知的財産権取扱規程
  - 四 その他総会において議決した規程

#### 第5章 会計

(事業年度)

- 第19条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、コンソーシアムの設立初年度については、コンソーシアムが設立された日から始まり、その日以後の最初の3月31日に終わるものとする。

(資金の取扱い)

- 第20条 コンソーシアムの資金の取扱方法は、コンソーシアム会計処理規程で定めるものとする。

(事務経費支弁の方法等)

第 21 条 コンソーシアムの事務に要する経費は、本研究事業に係る委託費（構成員からの負担金）をもって充てるものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 22 条 構成員は、コンソーシアムの代表機関から、本研究事業のうち自らが実施することとなっている部分の実施に必要な経費の分配を受けるものとする。

（年度事業実施計画及び収支予算）

第 23 条 コンソーシアムの年度事業実施計画及び収支予算は、代表機関が作成し、総会の議決を得なければならない。

## 第 6 章 清算

（解散）

第 24 条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる場合に解散するものとする。

- 一 本研究事業の全部が終了したとき。
- 二 総会において解散の議決がなされたとき。
- 三 構成員が一名となったとき。

（清算人）

第 25 条 前条の規定によりコンソーシアムが解散した場合、代表機関が指定する者（代表機関が自己を指定する場合には、代表機関）が清算人となる。

2 清算人は、コンソーシアムの解散後、速やかに清算手続を開始するものとする。

（清算人の権限）

第 26 条 清算人は、次の各号に掲げる事項に関して職務を行い、コンソーシアムを代表する裁判上及び裁判外は一切の権限を有する。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の処理
- 四 その他前各号の職務を行うに当たり必要な一切の行為

（清算手続）

第 27 条 清算人は、その着任後遅滞なくコンソーシアムの財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の具体を定め、これらに係る書類を各構成員に送付するものとする。

2 その他清算に関する事項は、すべて清算人が独自の判断により適切と考える方法により行うものとする。

（事業終了後の残余財産の取扱い）

第 28 条 本研究事業の全部が終了した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産

があるときは、当該残余財産の取扱いについては、清算人が生研支援センター所長と協議の上決定するものとする。

## 第7章 雑則

### (委託契約の遵守)

第29条 構成員は、代表機関が生研支援センター所長との間で締結した委託契約において、コンソーシアムが課された義務を履行するため、所定の手続を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 構成員が、前項規定による措置を講じず、又は、本研究事業を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによってコンソーシアム又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。

### (事故の報告)

第30条 構成員は、本研究事業において毒物等の滅失や飛散など、人体に影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合には、その内容を直ちに代表機関へ報告しなければならない。

### (細則)

第31条 本研究事業に関する国の定め及びこの規約に定めるもののほか、コンソーシアムの事務の運営上必要な細則は、代表機関が別に定める。

2 本規約、各規程及び細則の内容等に関し疑義が生じたときは、その都度各構成員間で協議の上、決定するものとする。

## 附 則

1 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

2 コンソーシアムの設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第14条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

## コンソーシアム事務処理規程

平成 年 月 日制定

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)の事務処理業務に関しては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研支援センター」という。)所長との間で締結した戦略的イノベーション創出プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)(以下「本研究事業」という。)に関する国の定め、本研究事業の委託契約書及び コンソーシアム規約(以下「コンソーシアム規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

#### (目的)

第2条 この規程は、コンソーシアムにおける事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

#### (事務処理の原則)

第3条 コンソーシアムの事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

#### (事務処理責任者)

第4条 コンソーシアムの事務処理は、コンソーシアム規約に規定する代表機関(以下「代表機関」という。)に事務処理責任者(以下「事務処理責任者」という。)を置き、これが行うものとする。

2 前項の事務処理責任者は、コンソーシアム会計処理規程に規定する経理責任者を兼務することができる。

#### (事業の実施)

第5条 構成員は、生研支援センター所長との間で締結した本研究事業のうち自らが実施することとなっている部分(以下「構成員実施部分」という。)をコンソーシアム規約に規定する年度事業実施計画(以下「年度事業実施計画」という。)に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

2 構成員は、構成員実施部分が終了したとき(事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、事業の成果を記載した実績報告書を代表機関に提出するものとする。

3 代表機関は、前項に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該事業の内容が、年度事業実施計画の内容と適合するものであるかどうかを検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。

とする。

- 4 代表機関は、前項に規定する検査の結果、構成員が実施した事業の内容が年度事業実施計画の内容と適合すると認めるときは、構成員に配分される委託費の額を確定し、構成員に通知するものとする。
- 5 構成員は、天災地変その他やむを得ない事由により、構成員実施部分の遂行が困難となったときは、事業中止申請書を代表機関に提出し、代表機関は、生研支援センターと協議の上、本研究事業に係る契約の変更を行うものとする。
- 6 構成員は、前項に規定する場合を除き、構成員実施部分の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託試験研究事業実施計画変更承認申請書を代表機関に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託契約書第15条第1項のただし書きに定めるものについては、この限りではない。

## 第2章 文書の取扱い

(文書の処理及び取扱いの原則)

第6条 コンソーシアムにおける事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

- 2 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴ることとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第7条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかななければならない。

(文書の発行名義人)

第8条 文書の発行名義人は、代表機関の長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書に関する帳簿)

第9条 事務処理責任者は、文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他の必要な事項を記載した文書整理簿を作成し、これを事務所に備え付けておかななければならない。

(保存期間)

第10条 文書は、これが完結した日から保存し、本研究事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。

(文書の廃棄)

第11条 文書で保存期間を経過したものは、第9条の文書整理簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお保存の必要があるものについては、

その旨を当該文書整理簿に記入し、事務処理責任者による管理の下、保存しておくことができる。

- 2 前項において個人情報記録されている文書を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

### 第3章 雑則

第12条 第1条に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

## コンソーシアム会計処理規程

平成 年 月 日制定

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)の会計業務に関しては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長との間で締結した戦略的イノベーション創出プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)(以下「本研究事業」という。)に関する国の定め、本研究事業の委託契約書及び コンソーシアム規約(以下「コンソーシアム規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

#### (目的)

第2条 この規程は、コンソーシアムの会計の処理に関する基準を定め、コンソーシアムの業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

#### (会計原則)

第3条 コンソーシアムの会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 コンソーシアムの会計処理に関し、真実な内容を明瞭にすること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- 三 会計の処理方法及び手続について、みだりにこれを変更しないこと。

#### (口座の開設)

第4条 コンソーシアムは、これを名義とする銀行の管理口座を開設するものとする。

( 代表機関名義で既に保有している管理口座でも可能。その場合は、「コンソーシアムの口座は、 の管理口座とする。」などと規定する。 )

#### (会計年度)

第5条 コンソーシアムの会計年度は、コンソーシアム規約に定める事業年度に従うものとする。

2 コンソーシアムの出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

#### (出納責任者)

第6条 出納責任者は、コンソーシアム規約に規定する代表機関(以下「代表機関」という。)の長とする。

#### (経理統括責任者)

第7条 コンソーシアムの経理処理は、代表機関に経理統括責任者を置き、これが行うも

のとする。

- 2 前項の経理統括責任者は、コンソーシアム事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）に規定する事務処理責任者を兼務することができる。

## 第2章 帳簿類

（帳簿）

第8条 経理責任者は、品名、規格、金額、契約相手方、契約年月日、納品年月日、支払年月日を記載した帳簿を作成し、これをコンソーシアム規約に定める主たる事務所に備え付けておかなければならない。

（会計伝票）

第9条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、代表機関が別に定める。
  - 一 入金伝票
  - 二 出金伝票
  - 三 振替伝票
- 3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は、作成者が押印した上で、経理責任者の承認印を受けるものとする。

（帳簿書類の保存及び処分）

第10条 会計帳簿、会計伝票その他の会計関係書類の保存期間は、事務処理規程の規定による。

- 2 前項の会計関係書類を廃棄する場合には、あらかじめ、経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。
- 3 前項において個人情報記録されている会計関係書類を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

（帳簿の更新）

第11条 帳簿は、原則として事業年度ごとに更新する。

## 第3章 予算

（予算の目的）

第12条 予算は、事業年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

（予算の目的外使用）

第13条 予算は、定められた目的以外に使用してはならない。

( 予算の執行 )

第 14 条 コンソーシアムの運営に係る事務に要する予算の執行については、経理責任者の決裁を受けなければならない。

- 2 本研究事業に係る構成員自らが実施することとなっている部分に要する予算の執行については、当該構成員の内部規程の定めるところにより決裁を受けなければならない。

## 第 4 章 出納

( 金銭出納の明確化 )

第 15 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にいき、その事務を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

- 2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

( 支払方法 )

第 16 条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、出納責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これにより難しい場合として出納責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

( 領収証の徴収 )

第 17 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

( 金銭の過不足 )

第 18 条 出納の事務を行う者は、原則として毎月 1 回以上、預貯金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第 7 条第 1 項の経理統括責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第 5 章 物品

( 財産管理台帳 )

第 19 条 コンソーシアムは、本研究事業により取得した 10 万円以上の機械及び備品の管理に当たり、別紙の財産管理台帳(機械及び備品)を備え、機械及び備品の取得、使用、移動、処分等異動増減の都度それぞれの内容等を記録し、現状を明確に把握しておくものとする。

(物品の善管注意義務)

第 20 条 本研究事業のために購入した機械及び備品の管理については、コンソーシアムはその責任において善良な管理を行い、保全に万全を期するものとする。

2 本研究事業終了後、同種の事業を実施するため引き続き前項の物品を使用する場合は、本研究事業の委託契約書の定めに従うとともに、引き続き前項の注意義務を果たすものとする。

(物品の表示)

第 21 条 機械及び備品の表示は次の管理用銘版による。

物 品 標 示 票	
事 業 名	戦略的イノベーション創出プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)
コンソーシアム名	
品 名	
物品番号	
取得年月日	年 月 日
備考	機構 × × 研究所

## 第 6 章 決算

(決算の目的)

第 22 条 決算は、事業年度ごとに会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算書の作成)

第 23 条 経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、代表機関に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 財産目録

(年度決算の確定)

第 24 条 代表機関は前条の計算書類を総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

## 第7章 雑則

第25条 第1条に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

(別紙)

財 産 管 理 台 帳 (機 械 及 び 備 品)

品目(単位) \_\_\_\_\_

年 月 日	整理区分	摘 要	異 動 高				現 在 高		処 分 制 限 期 間		備 考
			増		減		数 量	価 格	耐 用 年 数	処 分 制 限 期 限 年 月 日	
			数 量	価 格	数 量	価 格					
				円		円		円			

- (注) (1) 品目ごとに別葉とする。  
(2) 整理区分欄には購入等を記入する。  
(3) 処分制限期間欄には、耐用年数4年を記入し、処分制限期限(取得年月日の4年後の前日(対応日))を記入する。  
(4) 備考欄には設置場所を記入する。

## コンソーシアム知的財産権取扱規程

平成 年 月 日制定

### (目的)

第1条 この規程は、コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研支援センター」という。)所長との間で締結した戦略的イノベーション創出プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)(以下「本研究事業」という。)の実施を通じて発生する知的財産権の取扱い等に関して必要な事項を定めることにより、活発な研究開発の促進を図るとともに、知的財産権の帰属及び出願手続等について明確にすることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げる権利をいう。

- 一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)
- 二 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条及び第28条に規定するすべての権利を含む。)及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- 三 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法(平成5年法律第47号)上保護される権利に係るもの

### (帰属)

第3条 本研究事業の実施により発生した知的財産権のうち、委託契約書の規定により生研支援センター所長が承継しないこととなったものは、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同研究により発生した知的財産権については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、これらの者の間で協議し、決定するものとする。

知的財産権の発生に係る貢献割合に応じて持分を決定する旨を明示することも可。なお、知的財産権につながる研究成果が現れた後に改めて権利の帰属を決することも可能ではあるが、成果の内容によっては関係者の間で意見が対立する可能性があるため、あらかじめ決めておくことが望ましい。

(出願等)

第4条 本研究事業の実施により発明が成された場合は、出願又は申請(以下「出願等」という。)を行う前に代表機関へ報告する。

2 前項の知的財産権のうち、構成員相互の共同研究により発生するものの出願等に当たっては、これを共有する構成員(以下「知財共有構成員」という。)の間で協議、決定<sup>1</sup>の上、出願等を行うものとし、当該出願等に要する費用については、知財共有構成員の間で協議し、その負担割合を<sup>2</sup>決定するものとする。

3 第1項及び第2項により知的財産権の出願等が行われた場合には、特許権等通知書又は著作物通知書により、それぞれ遅滞なくコンソーシアム規約に規定する代表機関(以下「代表機関」という。)に報告するものとする。

1 協議、決定する対象は、出願の是非、権利者、手続を行う者(特定の者が一括して行うか否か)等を想定。

2 「持分比率」や「折半」等により決定する旨をあらかじめ本規程において明示することも可。

(維持管理)

第5条 知的財産権の維持管理に係る手続及び当該維持管理に要する費用については、前条の規定を準用する。

(持分譲渡)

第6条 知財共有構成員が自己の有する持分を他の知財共有構成員以外の第三者へ譲渡しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員の同意を書面により得なければならない。

2 譲渡人である知財共有構成員は、前項による他の知財共有構成員の同意が得られたときは、当該持分に係る権利及び義務を譲受人に承継するものとし、これを書面により他の知財共有構成員及び代表機関に通知するものとする。譲受人がこの権利及び義務を履行しないときは、譲渡人が譲受人と連帯してその責任を負うものとする。

(第三者への実施許諾)

第7条 本研究事業により発生する知的財産権について、その権利を有する構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該構成員が許諾の申込みを受け付けるものとする。

2 前項の知的財産権のうち構成員相互の共同研究により発生するものについて、知財共有構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該知財共有構成員が許諾の申込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申込みを受けた知財共有構成員は他の知財共有構成員にその旨を報告し、許諾の可否及び条件につき知財共有構成員全員による協議の上、決定するものとする。

3 第1項の許諾に際し徴収する実施料は、その権利を有する構成員に帰属するものとする。また、第2項の許諾に際し徴収する実施料は、知財共有構成員に帰属するものとし、その配分については知財共有構成員の間で協議し、決定するものとする。

( 「持分比率」等により決定する旨明示することも可。 )

( 自己実施 )

第 8 条 構成員相互の共同研究により発生する知的財産権について、知財共有構成員が自ら実施しようとするときは、当該知財共有構成員以外の者と実施の支払等について定めた実施契約を連名により締結する。

( 持分放棄 )

第 9 条 知財共有構成員が自己の有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員に書面により通知するものとする。

2 前項により知財共有構成員がその持分を放棄した場合、当該持分は、他の知財共有構成員がその寄与度に応じて無償で承継するものとする。

( 共同研究に係る発明補償 )

第 10 条 知財共有構成員は、知的財産権の発生に寄与した従業者に対する補償をそれぞれ自己の属する従業者に対してのみ、自己の規程等に基づき補償する。

( 共同出願契約の締結 )

第 11 条 第 4 条第 2 項の出願等を知財共有構成員が共同で行うときは、あらかじめ、第 3 条から前条までの内容を含む共同出願契約を知財共有構成員間で締結するものとする。

( 秘密の保持 )

第 12 条 構成員は、本研究事業に関して知り得た業務上の秘密を当該事業の契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- 一 知得した際、既に構成員が保有していたことを証明できる情報
  - 二 知得した後、構成員の責めによらず公知となった情報
  - 三 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
  - 四 構成員が独自に開発して得たことを証明できる情報
  - 五 委託契約書の規定に基づく事前協議により生研支援センター所長の同意を得た著作物及びその二次的著作物その他事前に生研支援センター所長の同意を得た情報
- 2 構成員は、本研究事業における自己の従業者に対しても前項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。

( 成果の公表 )

第 13 条 前条の規定にかかわらず、構成員が、自己の研究成果を外部に公表しようとするときは、当該公表の 日前までにその内容を他の構成員及び代表機関に書面により送付するものとする。

2 前項の内容を含む研究成果が公表されることにより利益を損なう又はそのおそれがあると考える構成員は、当該書面を受領後 日以内に、利益を損なう又はそのおそれがある内容及びその理由を明らかにした上で、当該研究成果の公表を希望する構成員及び

代表機関に送付するものとする。

- 3 代表機関は、これら構成員とともに成果の公表に係る合理的な措置を検討するものとする。

(生研支援センターとの関係等)

第14条 本研究事業における構成員と生研支援センター所長との間の権利保有関係については、本規程に定めるもののほか、委託契約書に定められている知的財産権の取扱いに係る契約事項を遵守しなければならない。

第15条 本研究事業に関する国及び農研機構の定め、コンソーシアム規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表機関が定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。



代表者氏名 印

住 所  
名 称  
代表者氏名 印

(研究代表機関) 大学法人 大学 御中  
コンソーシアム構成員 御中

## 「 コンソーシアム規約」同意書

当法人、 は、頭書各位に対して、別紙「 コンソーシアム規約」に同意する  
契約(以下「本契約」という。)に申し込みます。

当法人は、頭書各位全員が当法人同様本契約の締結を申し込んだ場合、本契約が、当法人及び頭書各位全員との間で締結されたものとみなされることにあらかじめ同意します。

平成 年 月 日

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

## 共同研究機関協定書ひな形

### (名称)

第1条 この機関は、 共同研究機関（以下「機関」という。）と称する。

ここでいう「機関」は、新しい契約方式におけるコンソーシアムのことであるが、協定書等において必ず「コンソーシアム」を用いなければならない、ということはない。本条はコンソーシアムという名称を用いない例を示すもの。

### (目的)

第2条 機関は、 （以下「委託研究」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 機関の構成員は、次のとおりとする。

県 市  
研究所  
県 市 町 番地  
国立大学法人 大学  
県 市 町 番地  
県 研究所  
県 市 町 番地  
株式会社

### (代表者の名称)

第4条 機関は、 法人 研究所を代表者とする。

ここでいう「代表者」は、新しい契約方式におけるコンソーシアムの代表機関のことであるが、協定書等において必ず「代表機関」を用いなければならない、ということはない。本条は代表機関という名称を用いない例を示すもの。

### (事務所)

第5条 機関は、主たる事務所を代表者である 県 市 法人 研究所内に置く。

### (代表者の権限)

第6条 代表者は、委託研究の実施に関し、機関を代表して、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）所長と契約を締結し、自己の名義をもって委託費の請求、受領を行うとともに、本協定に基づき他の構成員から実績報告書の提出を求めるなどの権限を有するものとする。

(研究の分担)

第7条 各構成員の研究の分担は、別添委託研究実施計画書のとおりとする。

(運営委員会)

第8条 機関は、構成員全員をもって運営委員会を設け、毎年度、委託研究に関する契約に基づいて年度実施計画を定め、収支決算を審議するなど委託研究の円滑な実施に当たるものとする。

(構成員による研究の実施)

第9条 構成員は、年度実施計画に従って、当該構成員の分担する研究を実施するものとする。

(委託費の配分)

第10条 構成員は、その分担する研究のために委託費の配分を受けものとする。

2 前項に規定する構成員毎の委託費の配分額の限度額及びその内訳は、年度実施計画に定めるところによる。

(実績報告)

第11条 構成員は、毎年度、担当する研究が終了したときは、その成果を記載した実績報告書を作成し、代表者に提出するものとする。

(検査)

第12条 代表者は、前項に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の内容が年度実施計画の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類の提出を求め、又は実地に検査を行うものとする。

(委託費の配分額の確定)

第13条 代表者は、前条に規定する検査の結果、構成員が実施した研究の内容が年度実施計画の内容に適合すると認めるときは、構成員に配分される委託費の額を確定し、構成員に通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、各構成員が分担する委託研究に要した経費の実支出額と第10条第2項に規定する配分額の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第14条 代表者は、前条の規定により委託費の配分額が確定した後、構成員からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、構成員がその分担する委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときには、概算払を請求することができ、代表者は、これを適当と認めるときはこれを支払うことができる。

3 構成員は前二項の規定による委託費の請求をするときは、請求書を代表者に提出するものとする。

( 過払金の返還 )

第 15 条 構成員は、既に支払を受けた委託費が、第 13 条第 1 項の委託費の配分の確定額を超えるときは、その超える金額について、代表者の指示に従って返還するものとする。

( 委託研究の中止等 )

第 16 条 構成員は、天災地変その他やむを得ない事由により、その分担する委託研究の遂行が困難となったときは、委託研究中止（廃止）申請書を代表者に提出し、代表者は、生研支援センターと協議の上、委託研究に係る契約の変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を変更するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

( 計画変更の承認 )

第 17 条 構成員は、前条に規定する場合を除き、委託研究実施計画書に記載された当該構成員の分担する委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託研究実施計画変更承認申請書を代表者に提出し、その承認を受けなければならない。委託契約書第 15 条第 1 項のただし書きに定めるものについては、この限りではない。

( 物品管理 )

第 18 条 構成員は、委託研究のために購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託研究終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を代表者が指定したときは、構成員は、代表者の指示により当該物品を返還するものとする。

( 帳簿等 )

第 19 条 構成員は、分担する研究に要した経費について、帳簿を作成・整備した上で、他の事業等の経費とは別に、明確に区分して経理しなければならない。

2 構成員は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。

3 構成員は、前項の帳簿及び実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、委託研究終了の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間、整備、保管しなければならない。

4 構成員は、実績報告書の作成、提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。

5 構成員は、前各項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な委託費の経理を行ったと代表者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の配分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には、代表者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費並びに人件費及び賃金)

第20条 構成員は、委託費からの旅費並びに人件費及び賃金の支払いについては、いずれも委託研究と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 構成員は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと代表者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の配分を受けることができず、又は既にその配分を受けている場合には、代表者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第21条 この委託研究に関する研究の成果に係る次に掲げる権利等(以下「知的財産権」という。)のうち委託研究に係る契約書に基づき生研支援センター所長が承継しないこととなったものは、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同研究により発生した当該知的財産権については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、当該知的財産権の発生に係る寄与度等に応じ、これらの構成員の間で協議し、決定( )するものとする。

一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許権を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、品種登録を受ける地位又は外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)

二 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条及び第28条までに規定するすべての権利を含む。)及び外国におけるこれらの権利に相当する権利

三 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法(平成5年法律第47号)上保護される権利に係るもの

2 この委託事業に係る知的財産権を伴う成果が得られた場合には、知的財産権の出願又は申請(以下「出願等」という。)を行う前に、遅滞なく代表者にその旨を報告するものとする。

知的財産権の発生に係る貢献割合に応じて持ち分を決定する旨を明示することも可。

(出願等)

第22条 本研究事業の実施により発明が成された場合は、出願等を行う前に代表機関へ報告する。前条により発生する知的財産権の出願等は、その発生に寄与した構成員が行うものとし、当該出願等に要する費用についても、当該構成員が負担するものとする。

2 前項の知的財産権のうち、構成員相互の共同研究により発生するものの出願等に当た

っては、これを共有する構成員（以下「知財共有構成員」という。）の間で協議、決定（ 1 ）の上、出願等を行うものとし、当該出願等に要する費用については、知財共有構成員の間で協議し、その負担割合を決定（ 2 ）するものとする。

3 第1項及び第2項により知的財産権の出願等が行われた場合には、遅滞なく代表者に報告するものとする。

- 1 協議、決定する対象は、出願の是非、権利者、手続を行う者（特定の者が一括して行うか否か）等を想定。
- 2 「持分比率」や「折半」等により決定する旨をあらかじめ本規定において明示することも可。

#### （維持管理）

第23条 知的財産権の維持管理に係る手続き及び当該維持管理に要する費用については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

#### （持分譲渡）

第24条 知財共有構成員が自己の持分を他の知財共有構成員以外の第三者へ譲渡しようとするときは、他の知財共有構成員及び代表者の同意を書面により得なければならない。

2 譲渡人である知財共有構成員は、前項による他の知財共有構成員の同意が得られたときは、当該持分に係る権利及び義務を譲受人に承継するものとし、これを書面により他の知財共有構成員及び代表者に通知するものとする。譲受人がこの権利及び義務を履行しない場合は、譲渡人が譲受人と連帯してその責任を負うものとする。

#### （第三者への実施許諾）

第25条 委託研究により発生する知的財産権について、その権利を有する構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該構成員が許諾申し込みを受け付けるものとする。

2 前項の知的財産権のうち構成員相互の共同研究により発生するものについて、知財共有構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該知財共有構成員が許諾の申し込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申し込みを受けた知財共有構成員はその他の知財共有構成員にその旨を報告し、許諾の可否及び条件につき知財共有構成員全員による協議の上、決定するものとする。

3 第1項の許諾に際し徴収する実施料は、その権利を有する構成員に帰属するものとする。また、第2項の許諾に際し徴収する実施料は、知財共有構成員に帰属するものとし、その配分については知財共有構成員の間で協議し、決定（ ）するものとする。

（ 「持分比率」等により決定する旨明示することも可。 ）

#### （自己実施）

第26条 構成員相互の共同研究により発生する知的財産権について、いずれかの知財共有構成員が自ら実施しようとするときは、他の知財共有構成員と実施料の支払い等について定めた実施契約を連名により締結する。

(持分放棄)

第 27 条 知財共有構成員が自己の保有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員に書面により通知するものとする。

2 前項により知財共有構成員がその持分を放棄した場合、当該持分は、他の知財共有構成員がその寄与度に応じて無償で承継するものとする。

(共同研究に係る発明補償)

第 28 条 知財共有構成員は、知的財産権の発生に寄与した者に対する補償をそれぞれ自己の属する従事者に対してのみ、自己の規定に基づき補償する。

(共同出願契約の締結)

第 29 条 第 22 条第 2 項の出願等を知財共有構成員が共同で行うときは、あらかじめ、第 21 条から前条までの内容を含む共同出願契約を知財共有構成員間で締結するものとする。

(秘密の保持)

第 30 条 構成員は、本研究事業に関して知り得た業務上の秘密を当該事業の契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

一 知得した際、既に構成員が保有していたことを証明できる情報

二 知得した後、構成員の責めによらず公知となった情報

三 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

四 構成員が独自に開発して得たことを証明できる情報

五 委託契約書の規定に基づく事前協議により生研支援センター所長の同意を得た著作物及びその二次的著作物その他事前に生研支援センター所長の同意を得た情報

2 構成員は、本研究事業における自己の従業員に対しても前項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。

(成果の公表)

第 31 条 構成員が、自己の研究成果を外部に公表しようとするときは、当該公表の日前までにその内容を他の構成員及び代表者に書面により送付するものとする。

2 前項の内容を含む研究成果が公表されることにより利益を損なう又はそのおそれがあると考え、当該書面の受領後 日以内に、利益を損なう又はそのおそれがある内容及びその理由を明らかにした上で、当該研究成果の公表を希望する構成員及び代表者に書面により送付するものとする。

3 代表者は、これらの構成員とともに成果の公表に係る合理的な措置を検討するものとする。

(取引金融機関)

第 32 条 機関の取引金融機関は 銀行とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(委託契約の遵守)

第 33 条 構成員は、代表者が生研支援センター所長との間で締結した委託契約において、機関に課せられた義務を履行するため、所定の手続きを実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 構成員が、前項に規定する措置を講じず、又は、委託研究を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによって機関又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。

(事故の報告)

第 34 条 構成員は、委託研究において毒物等の滅失や飛散など、人体に影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに代表者へ報告しなければならない。

(協定書に定めのない事項)

第 34 条 本協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書 通を作成し、代表者はその全てに、代表者以外の構成員は各 2 通に、それぞれ記名押印の上、各自押印のもの 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

独立行政法人 研究所 理事長 印

国立大学法人 大学 学長 印

県 研究所 所長 印

株式会社 社長 印

(別添) 委託研究実施計画書

1 全体計画

研究項目	平成30年度	平成31年度
1. 技術の開発		
(1) の解明	( 研 )	( 大学 )
(2) 技術の体系化	( 研究所 )	( 研 )
2. の開発		
(1) の解明	( 大学 )	
(2) の開発	( 研究所、 )	( (株) )
(3) マニュアル作成	( 研 )	( 研 )

2 分担計画

構成員名	分担内容	研究担当者
研究所	のうち、	
大学	のうち、	
研究所	のうち、	
(株)	のうち	

戦略的イノベーション創造プログラム  
「スマートバイオ産業・農業基盤技術」応募時の  
データマネジメントプラン記載要領

データマネジメントプランは、下記の記載要領及び記載例を参照の上、様式 1 (下記) を用いて作成してください。申請する際は、様式 1 の部分のみ PDF にしてご提出ください。

戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 「スマートバイオ産業・農業基盤技術」では、各研究開発項目 (コンソーシアム) 毎に、オープンサイエンスの観点からデータマネジメントプラン等の作成が必要となります。また、バイオ情報等を共有するための取組を行います。本事業による委託研究の実施により産出されたバイオ関連データは、「統合 DB 群 (仮称)」を構成する公的研究機関の DB (国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC)、ライフサイエンス統合データベースセンター (DBCLS) 等を想定) に提供・格納する、あるいは「統合 DB 群」とのデータ連携を構築することを原則とします。

データ等の取扱いにあたって、不適切な目的外利用、第三者提供等が判明した場合には、研究代表者等は直ちに当該データの利用を停止し、PD、SPD 等に報告してください。

毎年度の研究課題の評価においては、データマネジメントプランの実施状況を評価の対象とします。

#### 1. 取得予定のデータについて

当該提案に係る研究開発項目の委託研究の実施により取得予定のデータおよび共有可能な前競争領域データについて、ご提案をお願いします。

- データの内容
  - ・対象データの種類、規模等を、具体的にご提案ください。
- データの分類区分
  - ・当該提案に係る委託研究の実施により産出されるデータまたは各企業・団体等がすでに保有しているバイオ関連データ (前競争領域データ) を選択し、さらに公開可能なデータ (一定期間後に公開可能なデータを含む)、コンソーシアム参画機関等の限られた関係者でのみ共有可能なデータ (グループ内共有データ)、その他特段の配慮が必要なデータ、から選択してください。同種のデータについて複数のケースが想定される場合は、複数選択してください。
  - ・公開可能なデータは、誰でも利用することが可能なデータです。なお、ヒトゲノム関連情報など、法令・指針等によりアクセス制限が必要な場合はその旨記入ください。この場合もデータのコントロールは当該データベースや第三者委員会が行いますので、公開可能なデータの範疇とします。
  - ・グループ内共有データは、データのコントロールをデータ生産者が行うもので、データ生産者、課題参加者から構成されるコンソーシアム等のグループ内で共有する

データです。

- ・「その他特段の配慮が必要なデータ」は、その内容についてご記入ください。その扱いについては PD、SPD 等と協議の上決定するものとします。
- ・前競争領域データは、本事業による委託研究に参画する民間企業が取得したデータで、委託研究の実施により産出されたデータ以外のものを指します。当該データを取得した民間企業との協議により、公開可能なデータと、グループ内共有データ、その他特段の配慮が必要なデータに分類してください。
- データモデル
  - ・本事業では Resource Description Framework (RDF) によるデータ連携を検討しています。RDF の枠組みに入れるのが困難またはふさわしくないデータについては「その他」を選択し、詳細を記載ください。ただし、メタデータに関しては RDF を選択することを基本とします。
- 公開時期
  - ・本事業による委託研究の実施による産出されるデータのうち、一定期間後に公開可能なデータについてはデータ取得後 3 年以内を目処に公開可能なデータとしていただきます。その場合の時期についてご記入ください。
  - ・前競争領域データであっても公開可能なものについてもご記入ください。
- 登録先
  - ・本事業において登録先として定める公共 DB (NBDC の RDF ポータル等を想定) を指定できる場合は、チェックを入れて下さい。その他のデータベースに登録する場合には、データベースの名称を記載下さい。
- その他
  - ・未登録の既存データのうちデータ利用時の制限事項があればお申し出ください。

## 2. 上記データに関する担当者

- ・研究期間中、及び研究終了後のデータの取扱いを担う主たる担当者について記載ください。

## 3. 研究課題 D の担当者と連携可能な DB 担当者

- ・研究期間中、研究課題 D の担当者との円滑な連携を図るために配置する、データベースの専門家について記載ください。

登録データの二次利用を促進するため、データ取得条件やデータを取得するためのサンプルの収集方法等、データの利活用を希望する研究者のニーズに対応するための情報について提供を求める場合があります。

以上

(様式1)

## データマネジメントプラン

「戦略的イノベーション創造プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)」の応募にあたり、以下の計画に基づいて、取得したデータと研究成果の共有・公開を行うこととします。

### 1. 取得予定のデータについて

【 データ】

- データの内容
  
- データの分類区分(該当するものを選んで、 を にしてください。)  
本事業による委託研究の実施により産出されるデータ  
( 公開可能なデータ、 グループ内共有データ、 その他 )  
前競争領域データ  
( 公開可能なデータ、 グループ内共有データ、 その他 )
  
- データモデル( を にしてください。)  
RDF、 その他( )
  
- 公開時期(一定期間後に公開可能なデータの場合)
  
- 登録先(該当する場合、 を にしてください。)  
本事業において登録先として定める公共DB(NBDC RDFポータル等)を指定する  
その他(データベース名を以下に記載ください)
  
- その他

【 データ】

- データの内容
  
- データの分類区分(該当するものを選んで、 を にしてください。)  
本事業による委託研究の実施により産出されるデータ  
( 公開可能なデータ、 グループ内共有データ、 その他 )  
前競争領域データ  
( 公開可能なデータ、 グループ内共有データ、 その他 )

- データモデル( を にしてください。)  
RDF、 その他( )
- 公開時期(一定期間後に公開可能なデータの場合)
- 登録先(該当する場合、 を にしてください。)  
本事業において登録先として定める公共 DB (NBDC RDF ポータル等) を指定する  
その他(データベース名を以下に記載ください)
- その他

2. 上記データに関する担当者

3. 研究課題 D の担当者と連携可能な DB 担当者

以上

## データマネジメントプラン記載例

「戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）」の応募にあたり、以下の計画に基づいて、取得したデータと研究成果の共有・公開を行うこととします。

### 1. 取得予定のデータについて

#### 【 データ】

- データの内容  
コホート由来 DNA ( 検体 ) のメタゲノム解析から得られた個人毎のメタゲノムデータ 検体分。また、関連する表現型情報 、 × × を登録することを予定。
- データの分類区分 ( 該当するものを選んで、 を にしてください。 )  
本事業による委託研究の実施により産出されるデータ  
( 公開可能なデータ、 グループ内共有データ、 その他 )  
前競争領域データ  
( 公開可能なデータ、 グループ内共有データ、 その他 )
- データモデル ( を にしてください。 )  
RDF、 その他 ( データモデルをご記載ください。 )
- 公開時期 ( 一定期間後に公開可能なデータの場合 )  
本 SIP で生産されるデータのうち、一定期間後に公開可能なデータについてはデータ取得後 3 年以内を目処に公開可能なデータとしていただきます。その場合の時期についてご記入ください。また、前競争領域データであっても公開可能なものについてもご記入ください。
- 登録先 ( 該当する場合、 を にしてください。 )  
本事業において登録先として定める公共 DB ( NBDC RDF ポータル等 ) を指定する  
その他 ( データベース名を以下に記載ください )
- その他  
既存のデータ等、上記を踏まえて登録可能なデータがあればご記載ください。

## 2. 上記データに関する担当者

所属機関	研究所	部
連絡先電話番号 XX-XXXX-XXXX		
連絡先メールアドレス <a href="mailto:xxx@xxxx.xx.xx">xxx@xxxx.xx.xx</a>		

## 3. 研究課題 D の担当者と連携可能な DB 担当者

所属機関	研究所	部
連絡先電話番号 XX-XXXX-XXXX		
連絡先メールアドレス <a href="mailto:xxx@xxxx.xx.xx">xxx@xxxx.xx.xx</a>		

以上